

資料 5

平成 22 年度大気汚染状況について

## 報道発表資料

平成24年2月24日

## 平成22年度大気汚染状況について(微小粒子状物質を除く。)《 一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告》 (お知らせ)

我が国では、大気汚染防止法(以下「大防法」という。)に基づき、都道府県及び大防法上の政令市において大気汚染の常時監視が行われており、平成22年度の結果について取りまとめましたので、お知らせします。なお、微小粒子状物質については、別途報告しています(同日発表)。

平成22年度末現在の測定局数は、全国で1,932局であり、内訳は一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)が1,503局(国設局9局を含む。)、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)が429局(国設局10局を含む。)となっています。

### 1 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

環境基準達成率は、一般局では近年すべての測定局で環境基準を達成しており、平成18年度から5年連続で100%となりました。自排局では97.8%で平成21年度(95.7%)と比較するとやや改善されました。自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域については、一般局では平成18年度から5年連続で100%となり、自排局では95.7%で、平成21年度(92.9%)からやや改善されました。

また、年平均値の推移については、一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向となっています。

### 2 浮遊粒子状物質(SPM)

環境基準達成率は、一般局で93.0%、自排局で93.0%であり、平成21年度(一般局:98.8%、自排局:99.5%)と比較すると、一般局、自排局とも悪化しましたが、環境基準非達成の理由は、ほとんどが黄砂によるものでした。自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域については、一般局では100%、自排局では99.0%でした。(平成21年度は、一般局、自排局ともに100%)

また、年平均値の推移については、一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向となっています。

### 3 光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)

環境基準達成率は、一般局、自排局とともに0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっています(平成21年度 一般局:0.1%、自排局:0%)。

また、昼間の日最高1時間値の年平均値については、近年漸増しています。

なお、「光化学オキシダント調査検討会」(平成23年8月設置)において、今後必要となる対策を見据えた調査研究のあり方について平成24年3月末までに取りまとめる予定です。

### 4 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

環境基準達成率は、一般局で99.7%、自排局で100%であり、近年ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。

### 5 一酸化炭素(CO)

環境基準達成率は、一般局、自排局とも近年すべての測定局で環境基準を達成しています。

## <参考>環境基準とその評価方法

### 1. 環境基準

項目	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

(注) 平成9年2月4日にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン、平成11年12月27日にダイオキシン類、平成13年4月20日にジクロロメタンについての大気の汚染に係る環境基準が設定されたが、これらの物質による大気汚染状況については別途取りまとめるため、本表からは除いてある。

### 2. 各環境基準設定物質の人の健康や環境に及ぼす影響

- [1] 二酸化窒素：高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。
- [2] 浮遊粒子状物質：大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
- [3] 光化学オキシダント：いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。
- [4] 二酸化硫黄：高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。
- [5] 一酸化炭素：血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。

### 3. 評価方法

#### (1) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

#### (2) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連續した場合には非達成とする。

#### (3) 光化学オキシダント

1時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

### 4. その他

東日本大震災の被災地では、測定困難になった測定局がありましたが、平成22年度分のデータとしては有効測定時間が確保されているため、本報告の測定値等に直接影響はありませんでした。

## 添付資料

- [1. 二酸化窒素\(NO<sub>2</sub>\) \[PDF 409KB\]](#)
- [2. 浮遊粒子状物質\(SPM\) \[PDF 612KB\]](#)
- [3. 光化学オキシダント\(Ox\) \[PDF 1,085KB\]](#)
- [\(参考\) 非メタン炭化水素\(NMHC\) \[PDF 102KB\]](#)
- [4. 二酸化硫黄\(SO<sub>2</sub>\) \[PDF 158KB\]](#)
- [5. 一酸化炭素\(CO\) \[PDF 103KB\]](#)
- [参考資料 \[PDF 1,028KB\]](#)

## 連絡先

---

環境省水・大気環境局大気環境課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8294

課長 山本 光昭 (内線6530)

課長補佐 原 理恵 (内線6538)

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

直通 03-5521-8301

課長 弥元 伸也 (内線6520)

係長 赤坂 和也 (内線6528)

## 1. 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )

### (1) 全国の状況

平成 22 年度の二酸化窒素の有効測定局数<sup>\*1</sup>は、1,748 局（一般環境大気測定局<sup>\*2</sup>（以下「一般局」という。）：1,332 局、自動車排出ガス測定局<sup>\*3</sup>（以下「自排局」という。）：416 局）であった。

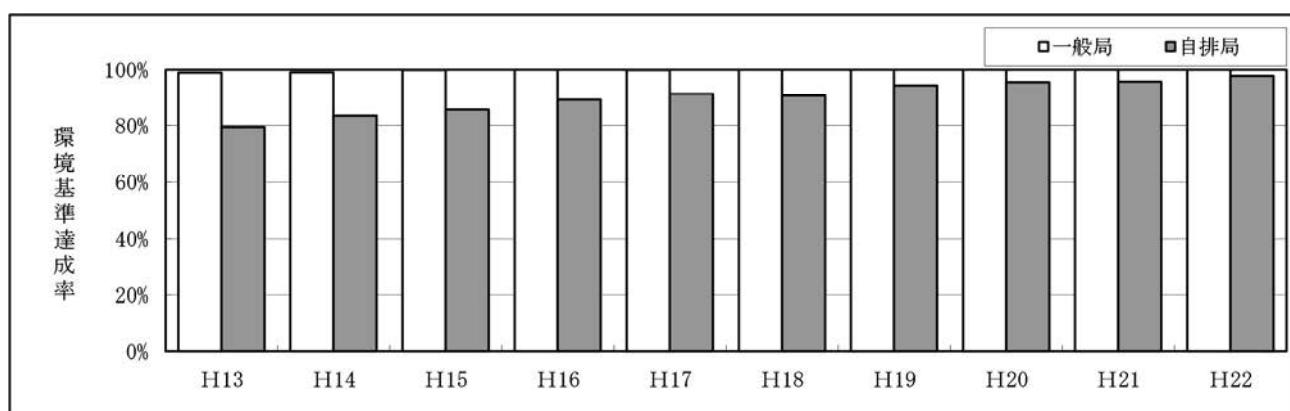
長期的評価による環境基準達成局は、一般局で 1,332 局（100%）、自排局で 407 局（97.8%）となっている。一般局では近年全ての有効測定局で環境基準を達成し、自排局では平成 21 年度と比較すると達成率が 2.1 ポイント改善した（図 1-1）。なお、環境基準非達成の測定局がある都道府県は（図 1-2）のとおりである。

また、年平均値の推移については、一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向がみられる（図 1-3）。

※1 有効測定局……………年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局（光化学オキシダントを除く）。

※2 一般環境大気測定局……………一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

※3 自動車排出ガス測定局……………自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。



		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般局	測定局数	1,465	1,460	1,454	1,444	1,424	1,397	1,379	1,366	1,351	1,332
	達成局数	1,451	1,447	1,453	1,444	1,423	1,397	1,379	1,366	1,351	1,332
	達成率	99.0%	99.1%	99.9%	100%	99.9%	100%	100%	100%	100%	100%
自排局	測定局数	399	413	426	434	437	441	431	421	423	416
	達成局数	317	345	365	387	399	400	407	402	405	407
	達成率	79.4%	83.5%	85.7%	89.2%	91.3%	90.7%	94.4%	95.5%	95.7%	97.8%

図 1-1 二酸化窒素の環境基準達成率の推移

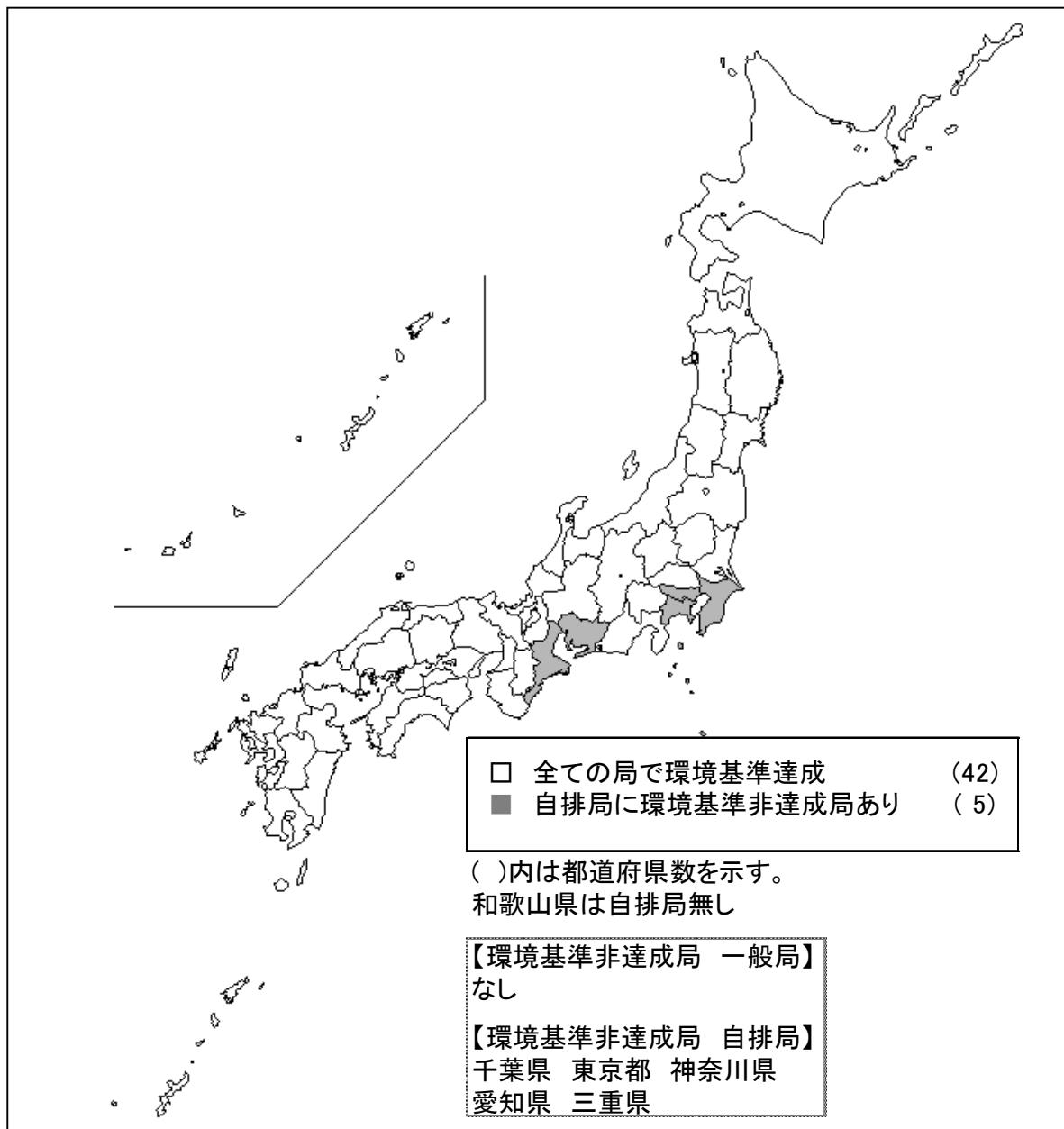
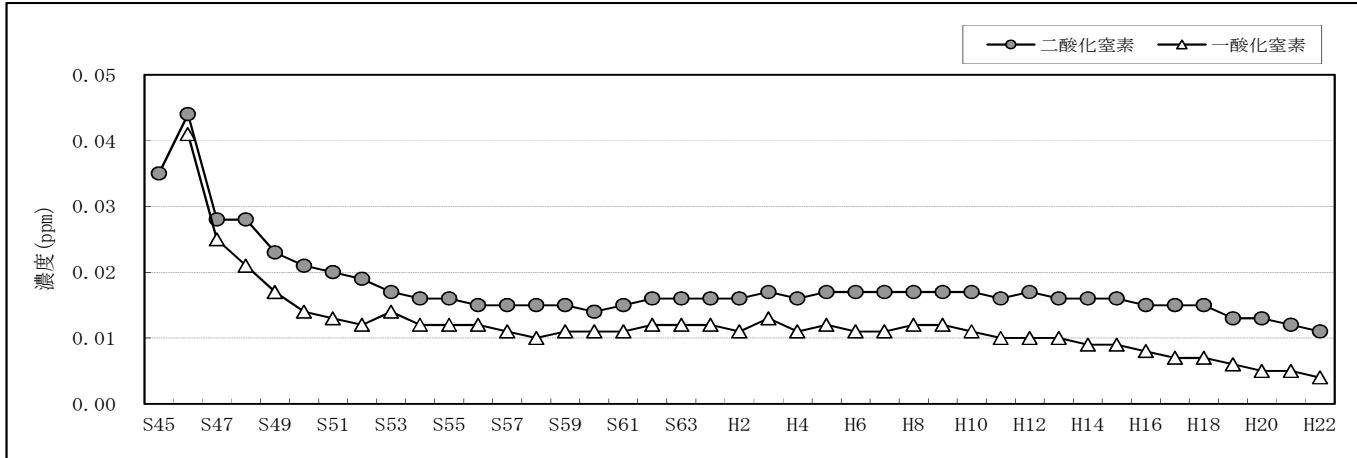


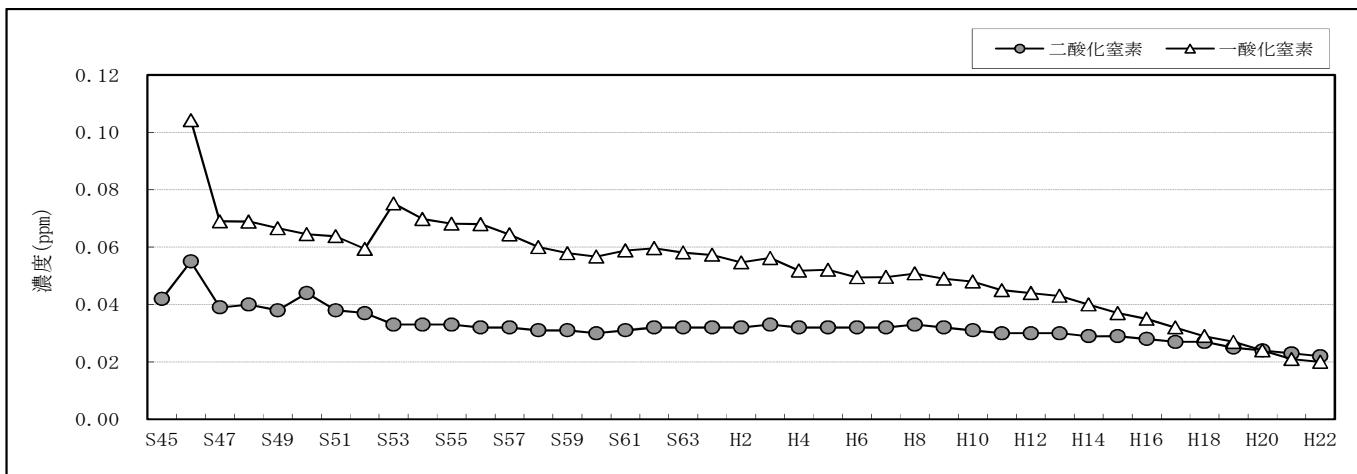
図 1－2 二酸化窒素の環境基準達成局の分布

(一般局)



	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58
二酸化窒素	0.035	0.044	0.028	0.028	0.023	0.021	0.020	0.019	0.017	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015
一酸化窒素	---	0.041	0.025	0.021	0.017	0.014	0.013	0.012	0.014	0.012	0.012	0.012	0.011	0.010
	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
二酸化窒素	0.015	0.014	0.015	0.016	0.016	0.016	0.016	0.017	0.016	0.017	0.017	0.017	0.017	0.017
一酸化窒素	0.011	0.011	0.011	0.012	0.012	0.012	0.011	0.013	0.011	0.012	0.011	0.011	0.012	0.012
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
二酸化窒素	0.017	0.016	0.017	0.016	0.016	0.016	0.015	0.015	0.015	0.013	0.013	0.012	0.011	
一酸化窒素	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.006	0.005	0.005	0.004	

(自排局)



	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58
二酸化窒素	0.042	0.055	0.039	0.040	0.038	0.044	0.038	0.037	0.033	0.033	0.033	0.032	0.032	0.031
一酸化窒素	---	0.104	0.069	0.069	0.067	0.065	0.064	0.059	0.075	0.070	0.068	0.068	0.064	0.060
	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
二酸化窒素	0.031	0.030	0.031	0.032	0.032	0.032	0.032	0.033	0.032	0.032	0.032	0.032	0.033	0.032
一酸化窒素	0.058	0.057	0.059	0.060	0.058	0.057	0.055	0.056	0.052	0.052	0.050	0.050	0.051	0.049
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
二酸化窒素	0.031	0.030	0.030	0.030	0.029	0.029	0.028	0.027	0.027	0.025	0.024	0.023	0.022	
一酸化窒素	0.048	0.045	0.044	0.043	0.040	0.037	0.035	0.032	0.029	0.027	0.024	0.021	0.020	

図 1－3 二酸化窒素及び一酸化窒素濃度の年平均値の推移

## (2) 自動車NO<sub>x</sub>・PM法<sup>※4</sup>の対策地域における状況

平成22年度の対策地域全体での有効測定局数は618局（一般局：411局、自排局：207局）であった。

このうち、長期的評価による環境基準達成局は、一般局で411全局(100%)、自排局で198局(95.7%)となっており、一般局では全ての有効測定局で環境基準を達成し、自排局では平成21年度と比較して達成率が2.8ポイント改善した（図1-4）。

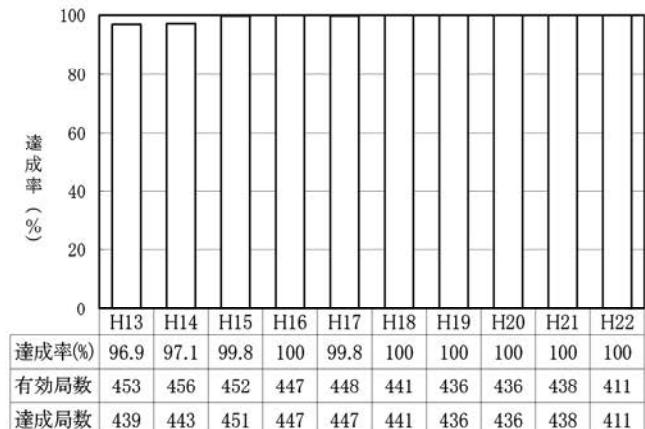
また、対策地域内で過去10年間継続して測定を行っている554の測定局（一般局：380局、自排局：174局）における年平均値は、一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向がみられる（図1-5）。

（圏域別の環境基準達成率及び年平均値の推移は資料4-4及び資料4-5参照）

※4 自動車NO<sub>x</sub>・PM法…「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略。

（自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域を有する都府県…埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県）

（一般局）



（自排局）

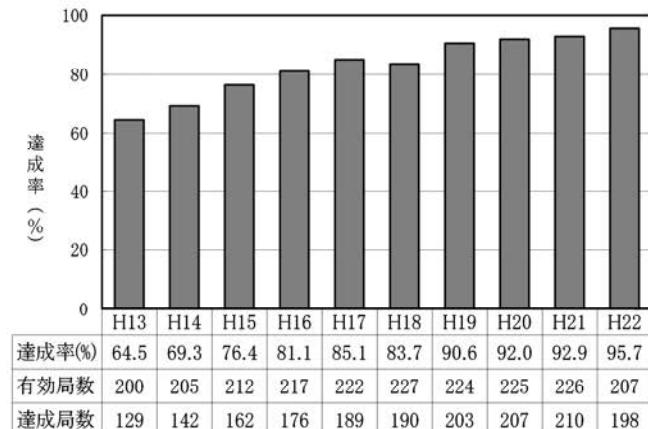


図1-4 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域における二酸化窒素の環境基準達成率の推移

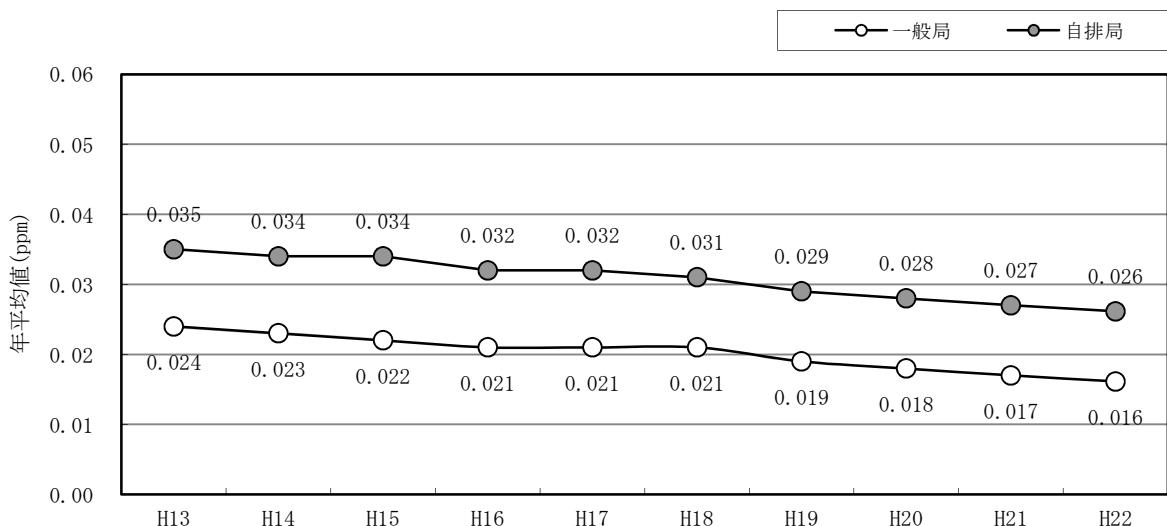


図1-5 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域における二酸化窒素濃度の年平均値の推移  
(過去10年間の継続測定局の推移)

## 2. 浮遊粒子状物質（SPM）

### (1) 全国の状況

平成 22 年度の浮遊粒子状物質の有効測定局数は、1,773 局（一般局：1,374 局、自排局：399 局）であった。

環境基準達成局は、一般局で 1,278 局（93.0%）、自排局で 371 局（93.0%）であり、平成 21 年度と比較して達成率が一般局で 5.8 ポイント低下、自排局で 6.5 ポイント低下した（図 2-1）。また、環境基準を超える日が 2 日以上連続することにより非達成となった測定局の割合は、一般局で 7.0%、自排局で 7.0% であり、平成 21 年度（一般局：1.2%、自排局：0.5%）と比較して一般局では 5.8 ポイント、自排局では 6.5 ポイント悪化した（図 2-2）。なお、広域的に観測された黄砂※の観測延べ日数は 412 日であり、平成 21 年度（179 日）と比較すると大幅に増えている。（※黄砂観測日：気象庁 HP より）

なお、環境基準非達成局がある都道府県は（図 2-3）のとおりである。

一方、年平均値の推移については、一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向がみられる（図 2-4）。

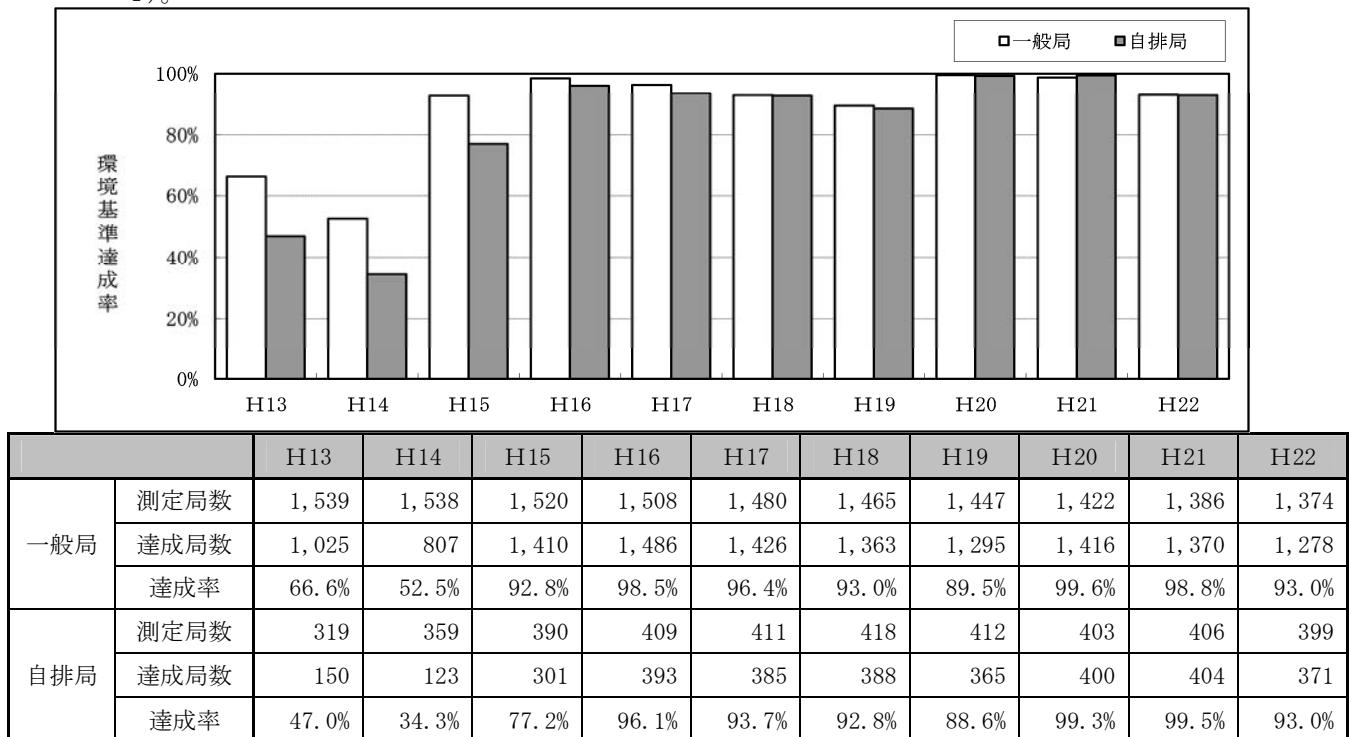


図 2-1 浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移

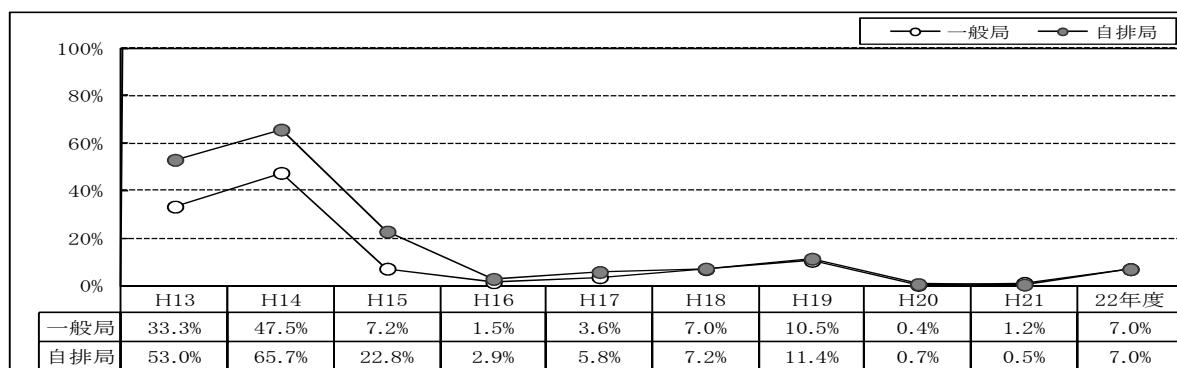
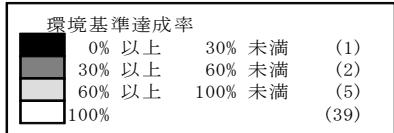
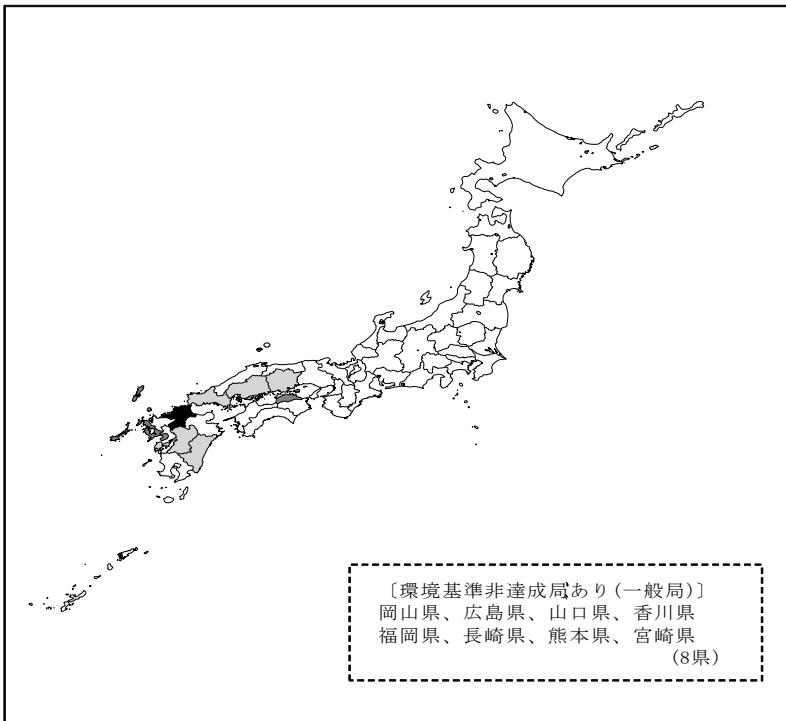


図 2-2 環境基準を超える日が 2 日以上連続することにより非達成となった測定局の割合

<一般局>



( )内は都道府県数を示す。



<自排局>



( )内は都道府県数を示す。  
和歌山県は自排局なし

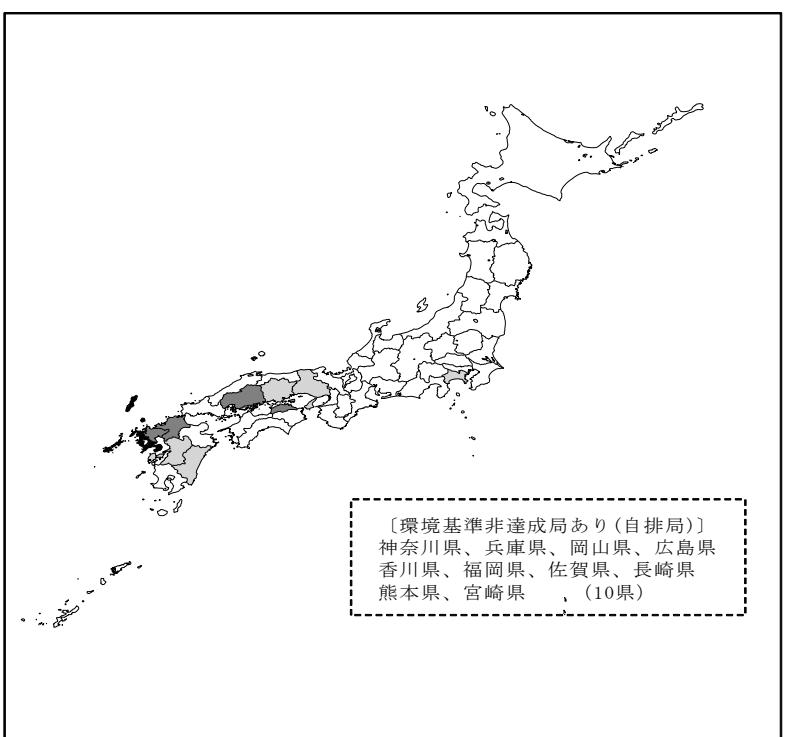
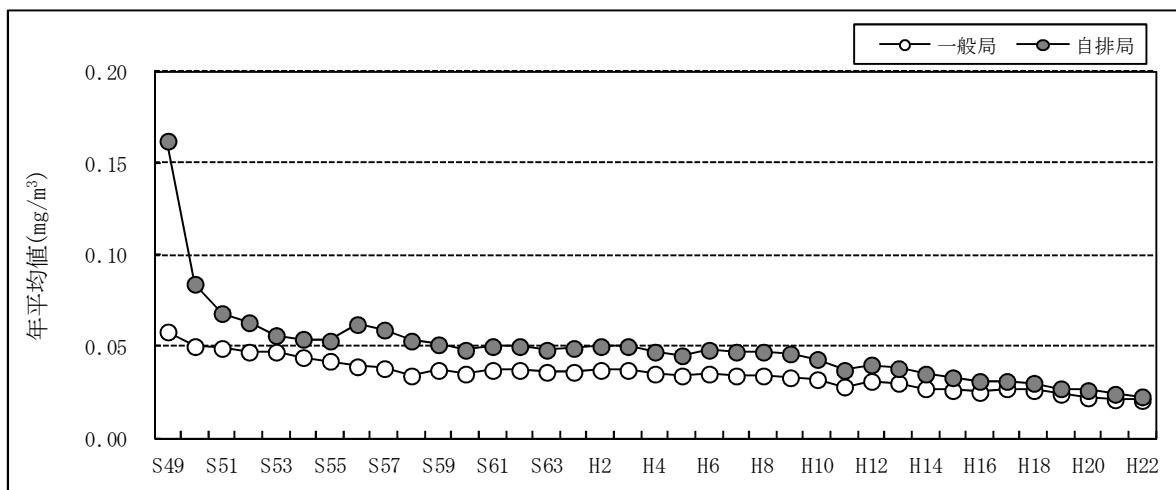


図 2－3 浮遊粒子状物質の環境基準達成局の分布



	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58
一般局	0.058	0.050	0.049	0.047	0.047	0.044	0.042	0.039	0.038	0.034
自排局	0.162	0.084	0.068	0.063	0.056	0.054	0.053	0.062	0.059	0.053
	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5
一般局	0.037	0.035	0.037	0.037	0.036	0.036	0.037	0.037	0.035	0.034
自排局	0.051	0.048	0.050	0.050	0.048	0.049	0.050	0.050	0.047	0.045
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
一般局	0.035	0.034	0.034	0.033	0.032	0.028	0.031	0.030	0.027	0.026
自排局	0.048	0.047	0.047	0.046	0.043	0.037	0.040	0.038	0.035	0.033
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22			
一般局	0.025	0.027	0.026	0.024	0.022	0.021	0.021			
自排局	0.031	0.031	0.030	0.027	0.026	0.024	0.023			

図2-4 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移

## (2) 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域における状況

平成22年度の対策地域全体での有効測定局数は612局（一般局：415局、自排局：197局）であった。このうち、長期的評価による環境基準達成局は、一般局で415局(100%)、自排局で195局(99.0%)となっており、平成21年度と比較して達成率は一般局では2年連続で100%、自排局では1ポイント悪化した（図2-5及び図2-6）。

一方、対策地域内で過去10年間継続して測定を行っている534の測定局（一般局：385局、自排局：149局）における年平均値は、一般局、自排局とも近年ゆるやかな改善傾向がみられる（図2-7）。

（囲域別の環境基準達成率及び年平均値の推移は資料6-4及び資料6-5参照）

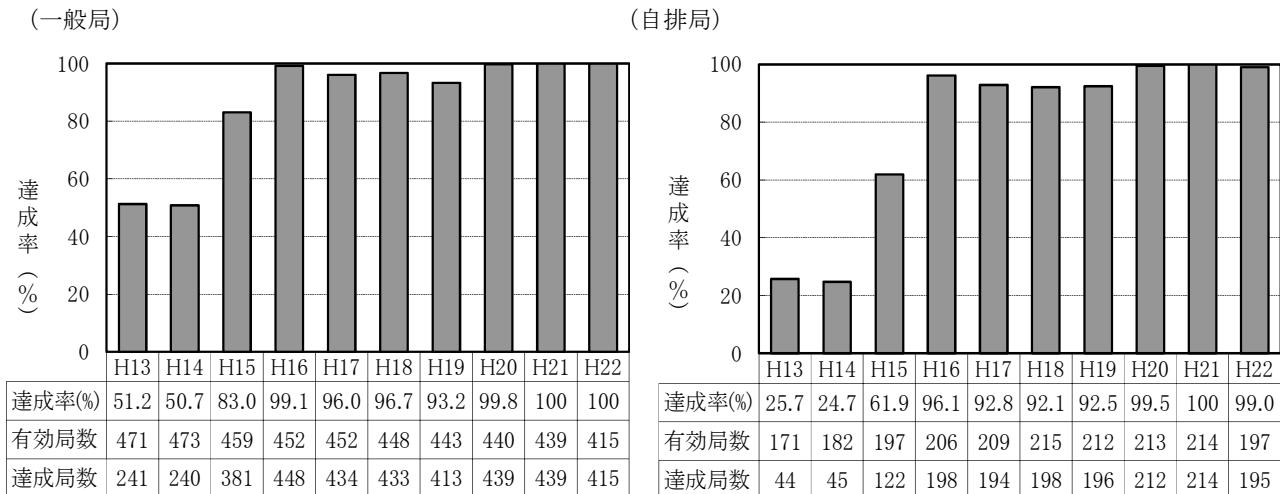


図2-5 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域における浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移

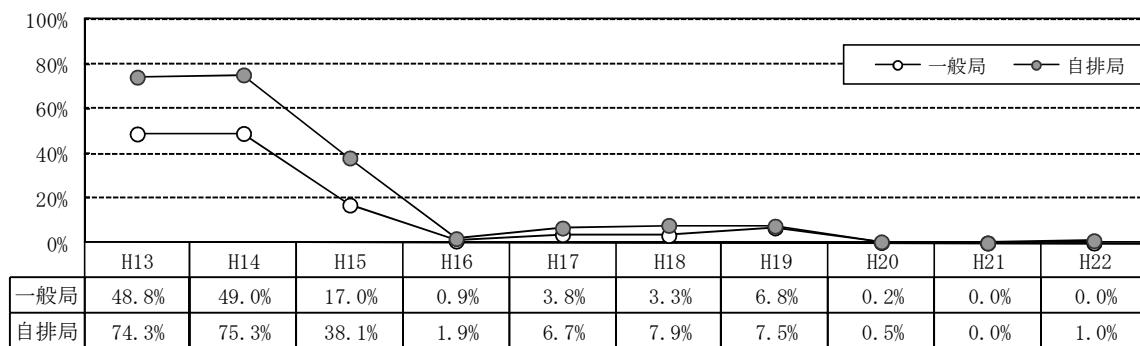


図2-6 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域における環境基準を超える日が2日以上連続することにより非達成となった測定局の割合

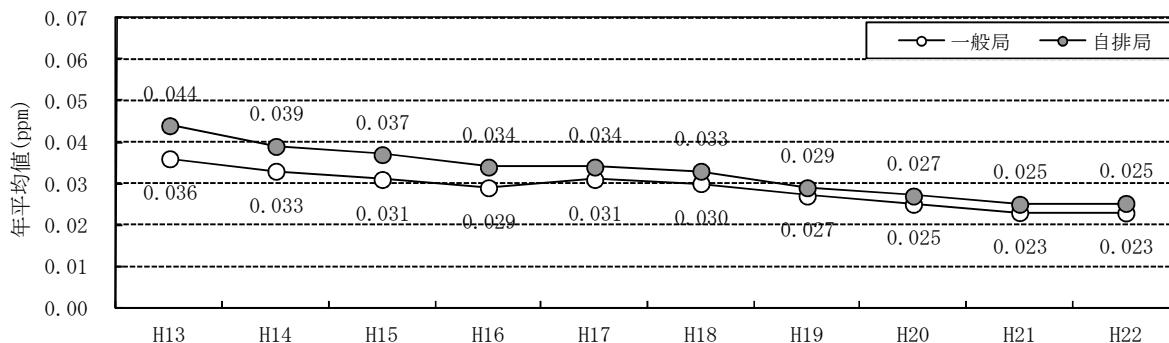


図2-7 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域における浮遊粒子状物質の年平均値の推移  
(過去10年間の継続測定局の推移)

### 3. 光化学オキシダント (O<sub>x</sub>)

平成 22 年度の光化学オキシダントの測定局数は、1,177 局（一般局：1,144 局、自排局：33 局）であった。

このうち、環境基準達成局数は、一般局で 0 局 (0.0%)、自排局で 0 局 (0.0%) であり、依然として極めて低い水準となっている（図 3-1）。

また、昼間の日最高 1 時間値の年平均値については、近年漸増している（図 3-2）。

一方、濃度別の測定時間の割合で見ると、1 時間値が 0.06ppm 以下の割合は一般局で 92.3%、自排局で 95.2%、0.06ppm を超え 0.12ppm 未満の割合は一般局で 7.6%、自排局で 4.8%、0.12ppm 以上の割合は一般局で 0.1%、自排局で 0.0% となっていた（図 3-3）。

平成 22 年度における光化学オキシダント注意報等<sup>※5</sup>の発令延べ日数（都道府県単位での発令日の全国合計値）は 182 日であった（図 3-4）。

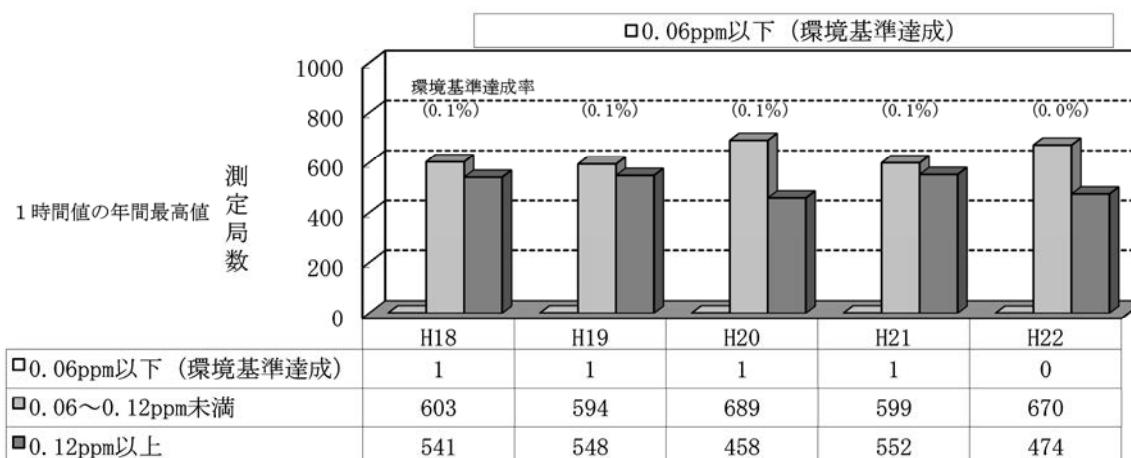
大都市に限らず都市周辺部での光化学オキシダント濃度が注意報レベルの 0.12ppm 以上となる日数も多く、光化学大気汚染の広域的な汚染傾向が認められる（図 3-5 及び図 3-6）。

#### ※5 光化学オキシダント注意報等

注意報：光化学オキシダントの濃度の 1 時間値が 0.12ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事が発令。

警 報：光化学オキシダント濃度の 1 時間値が 0.24ppm 以上になり、かつ、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事が発令（一部の県では別の数値を設定している）。

(一般局)



(自排局)

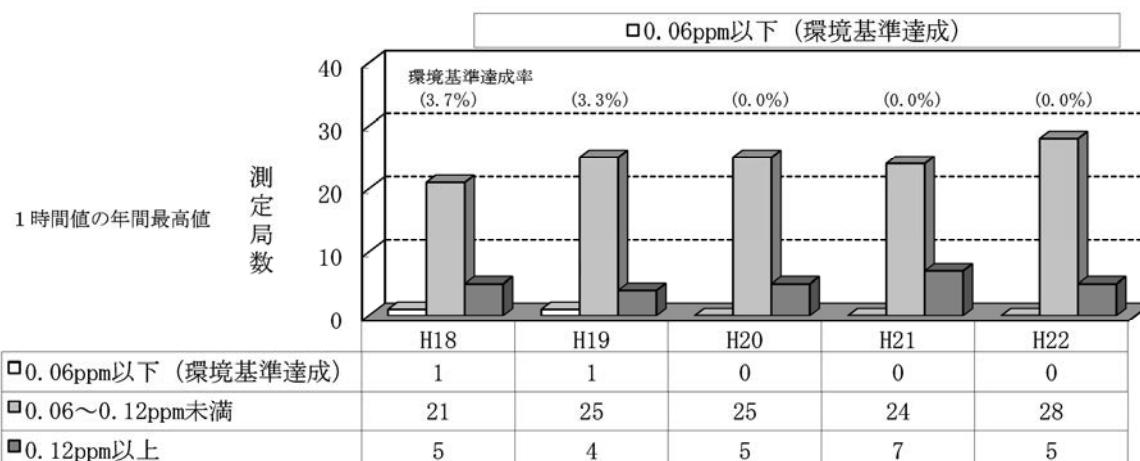
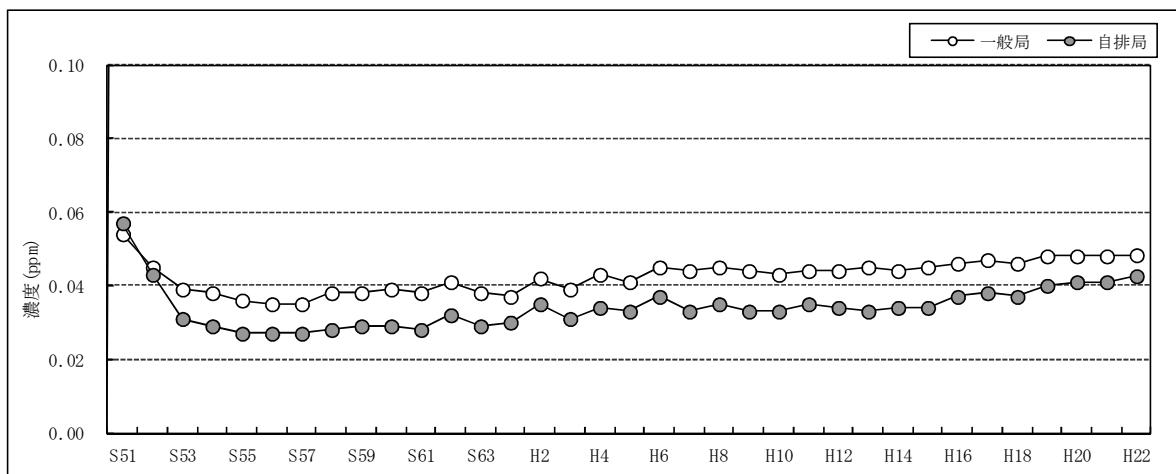


図 3-1 光化学オキシダント（昼間の日最高 1 時間値）濃度レベル別測定局数の推移



	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1
一般局	0.054	0.045	0.039	0.038	0.036	0.035	0.035	0.038	0.038	0.039	0.038	0.041	0.038	0.037
自排局	0.057	0.043	0.031	0.029	0.027	0.027	0.027	0.028	0.029	0.029	0.028	0.032	0.029	0.030
	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
一般局	0.042	0.039	0.043	0.041	0.045	0.044	0.045	0.044	0.043	0.044	0.044	0.045	0.044	0.045
自排局	0.035	0.031	0.034	0.033	0.037	0.033	0.035	0.033	0.033	0.035	0.034	0.033	0.034	0.034
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22							
一般局	0.046	0.047	0.046	0.048	0.048	0.048	0.048							
自排局	0.037	0.038	0.037	0.040	0.041	0.041	0.043							

図3－2 光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の推移

(一般局)

(自排局)

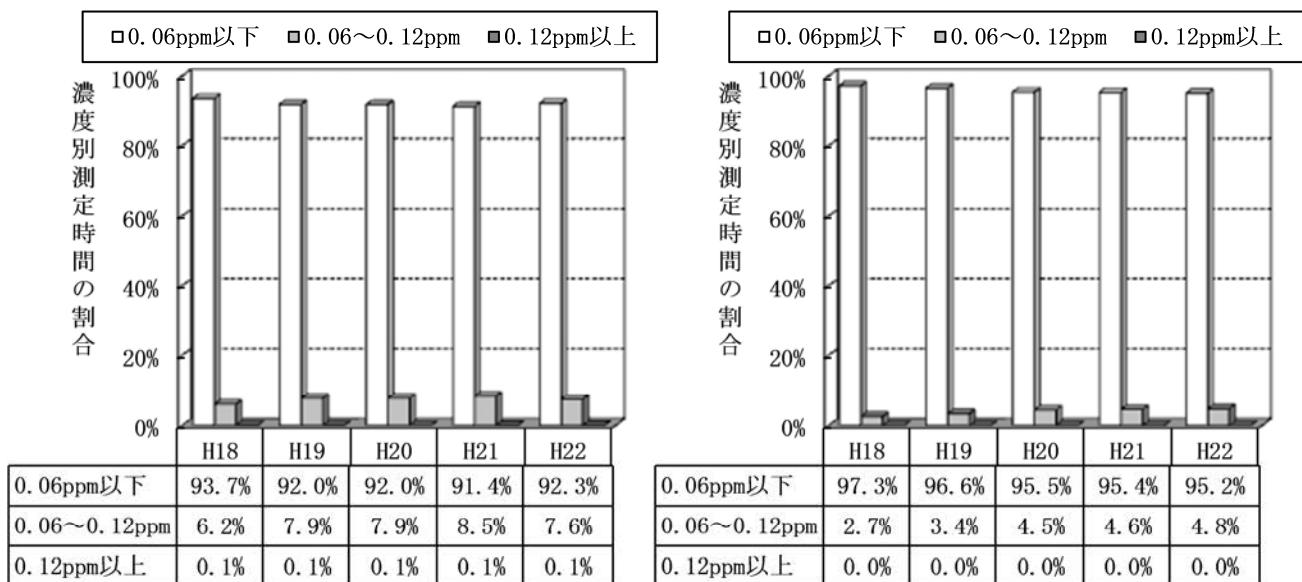


図3－3 光化学オキシダント濃度レベル別測定時間割合の推移（昼間）

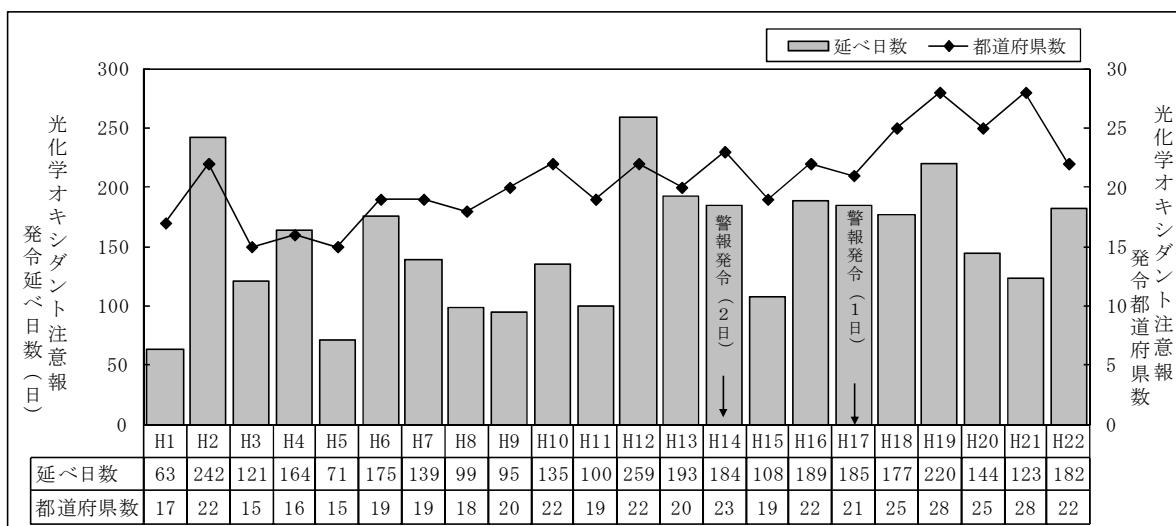


図3-4 光化学オキシダント注意報等発令日数及び発令都道府県数の推移

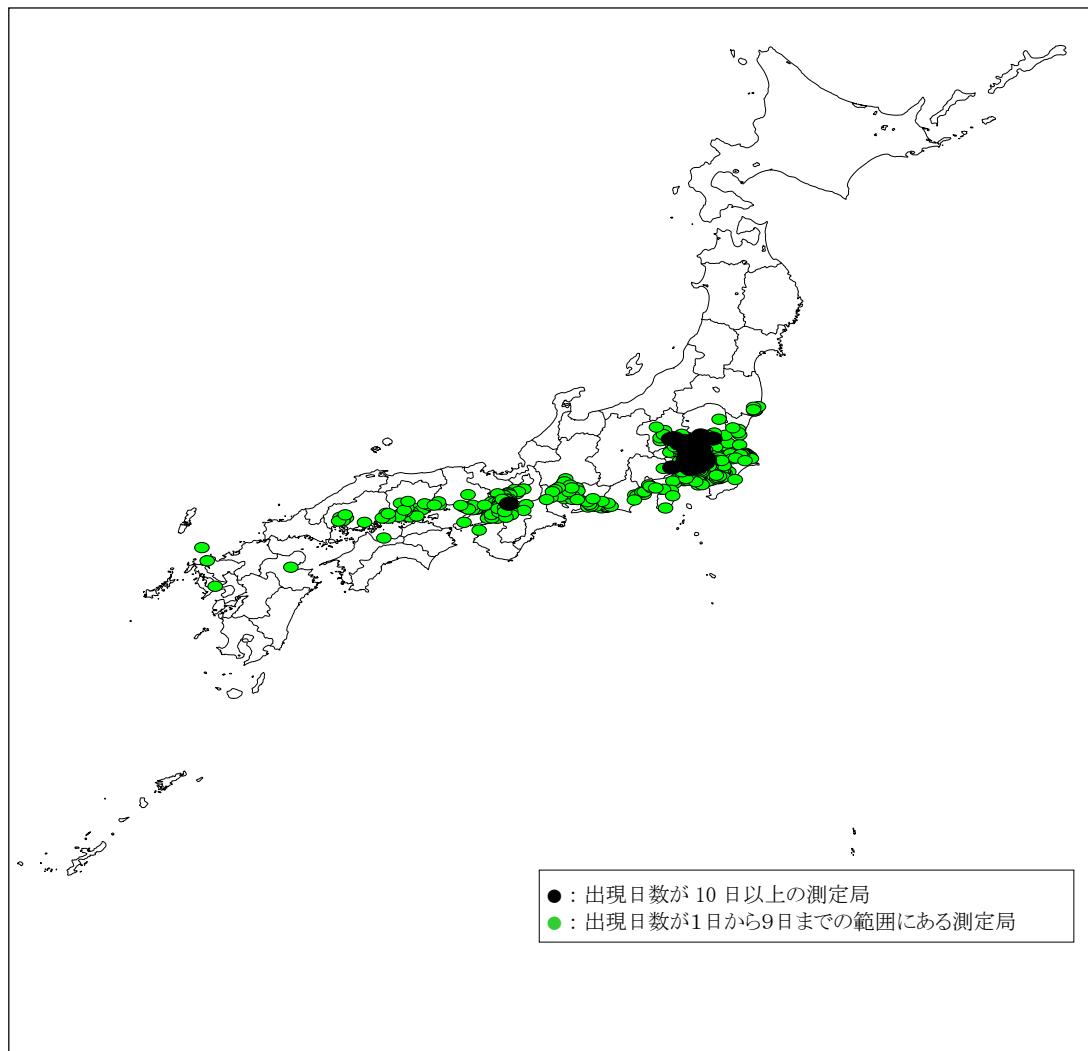
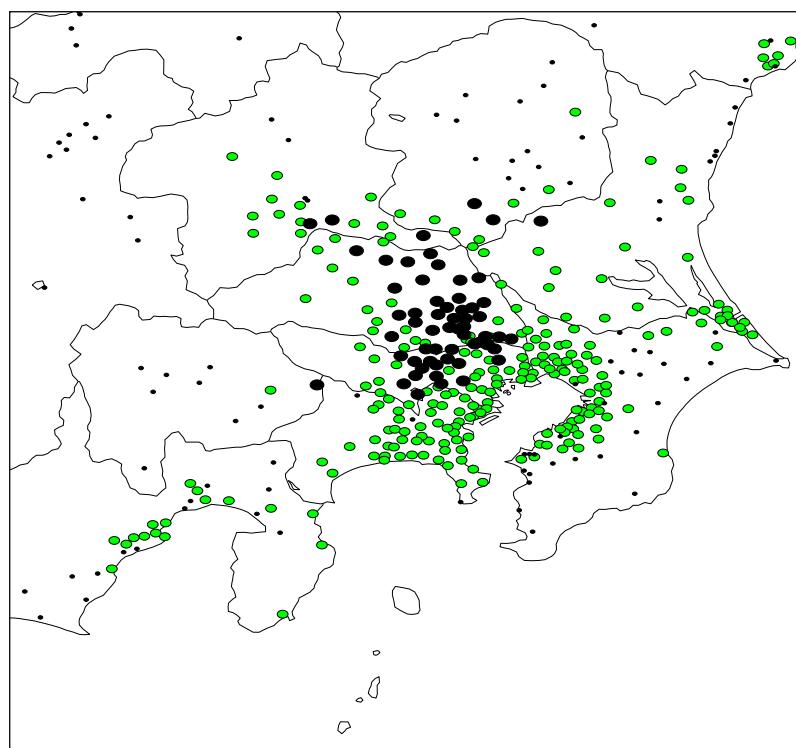


図3-5 注意報レベル(0.12ppm以上)の濃度が出現した日数の分布  
(全国:一般局)

関東地域

- : 出現日数が 10 日以上の測定局
- : 出現日数が1日から9日までの範囲にある測定局
- ・ : 出現日数が無かった測定局



関西地域

- : 出現日数が 10 日以上の測定局
- : 出現日数が1日から9日までの範囲にある測定局
- ・ : 出現日数が無かった測定局

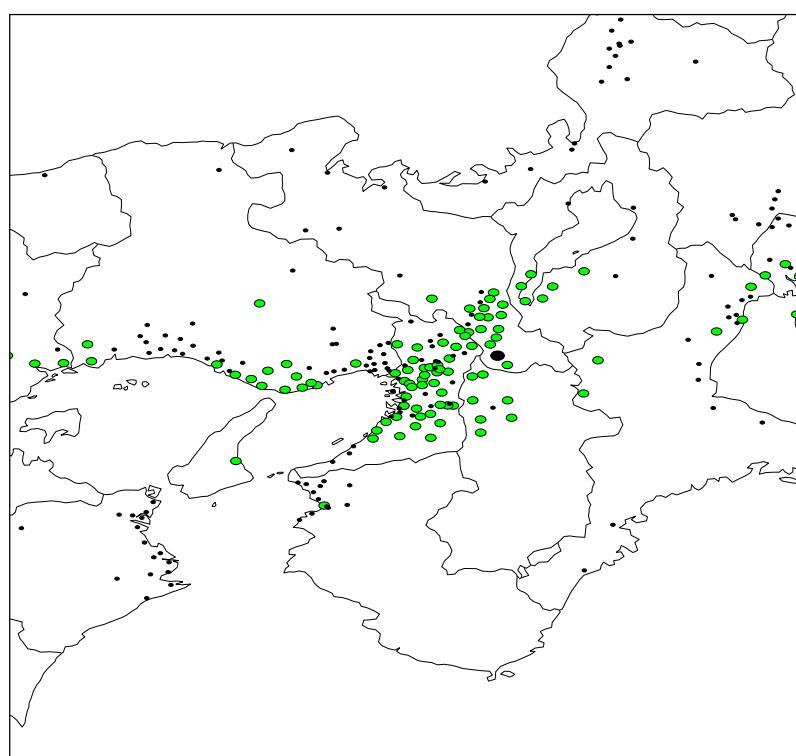


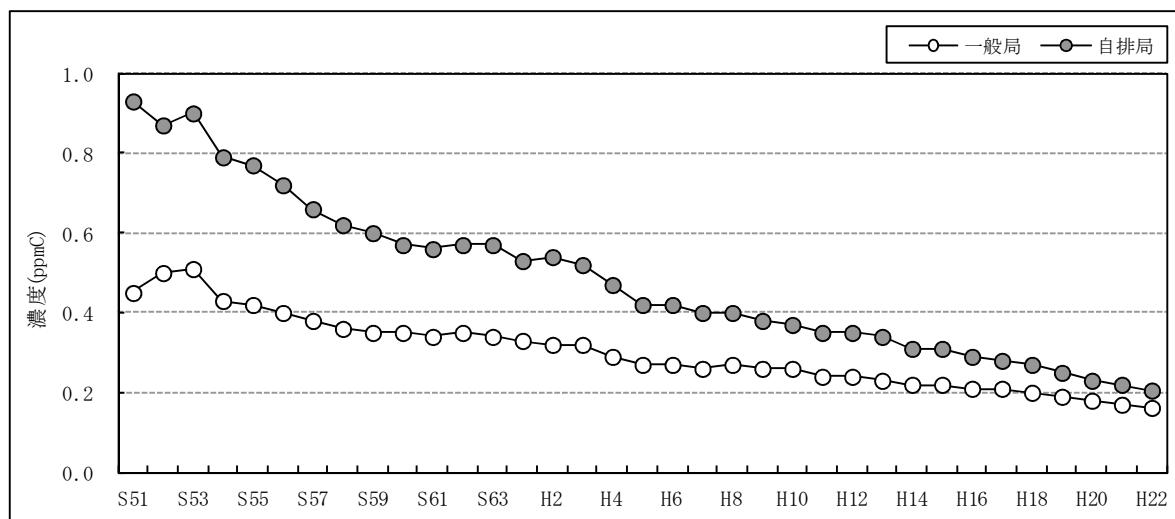
図 3－6 注意報レベル(0.12ppm 以上)の濃度が出現した日数の分布  
(関東地域、関西地域：一般局)

(参考) 非メタン炭化水素 (NMHC, Non-Methane hydrocarbons)

光化学オキシダントの原因物質の一つである非メタン炭化水素（全炭化水素から光化学反応性を無視できるメタンを除いたもの）の平成 22 年度の測定局数は、491 局（一般局：325 局、自排局：166 局）であった。

午前 6 時～9 時の 3 時間平均値の年平均値は、一般局、自排局ともゆるやかな改善傾向を示しており、平成 22 年度は一般局では 0.16ppmC、自排局では 0.21ppmC であった（図 3－7）。

なお、非メタン炭化水素に環境基準値は無いが、中央公害審議会大気部会炭化水素に係る環境基準専門委員会（昭和 51 年 7 月 30 日）の大気環境指針は「午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC 以下」となっている。



	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
一般局	0.45	0.50	0.51	0.43	0.42	0.40	0.38	0.36	0.35	0.35	0.34	0.35	0.34
自排局	0.93	0.87	0.90	0.79	0.77	0.72	0.66	0.62	0.60	0.57	0.56	0.57	0.57
	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13
一般局	0.33	0.32	0.32	0.29	0.27	0.27	0.26	0.27	0.26	0.26	0.24	0.24	0.23
自排局	0.53	0.54	0.52	0.47	0.42	0.42	0.40	0.40	0.38	0.37	0.35	0.35	0.34
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22				
一般局	0.22	0.22	0.21	0.21	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16				
自排局	0.31	0.31	0.29	0.28	0.27	0.25	0.23	0.22	0.21				

図 3－7 非メタン炭化水素濃度（午前 6 時～9 時の 3 時間平均値）の推移

#### 4. 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

平成 22 年度の二酸化硫黄の有効測定局数は、1,182 局（一般局：1,114 局、自排局：68 局）であった。

長期的評価による環境基準達成率は、一般局で 1,111 局 (99.7%)、自排局で 68 局 (100%) と良好な状況が続いている（図 4-1）。

環境基準非達成については、資料 8 のとおり、鹿児島県での測定結果であり、桜島の噴煙等の自然要因によるものと考えられる。

年平均値は、昭和 40、50 年代に比べ著しく改善し、近年は一般局、自排局とも横ばい傾向にある（図 4-2）。

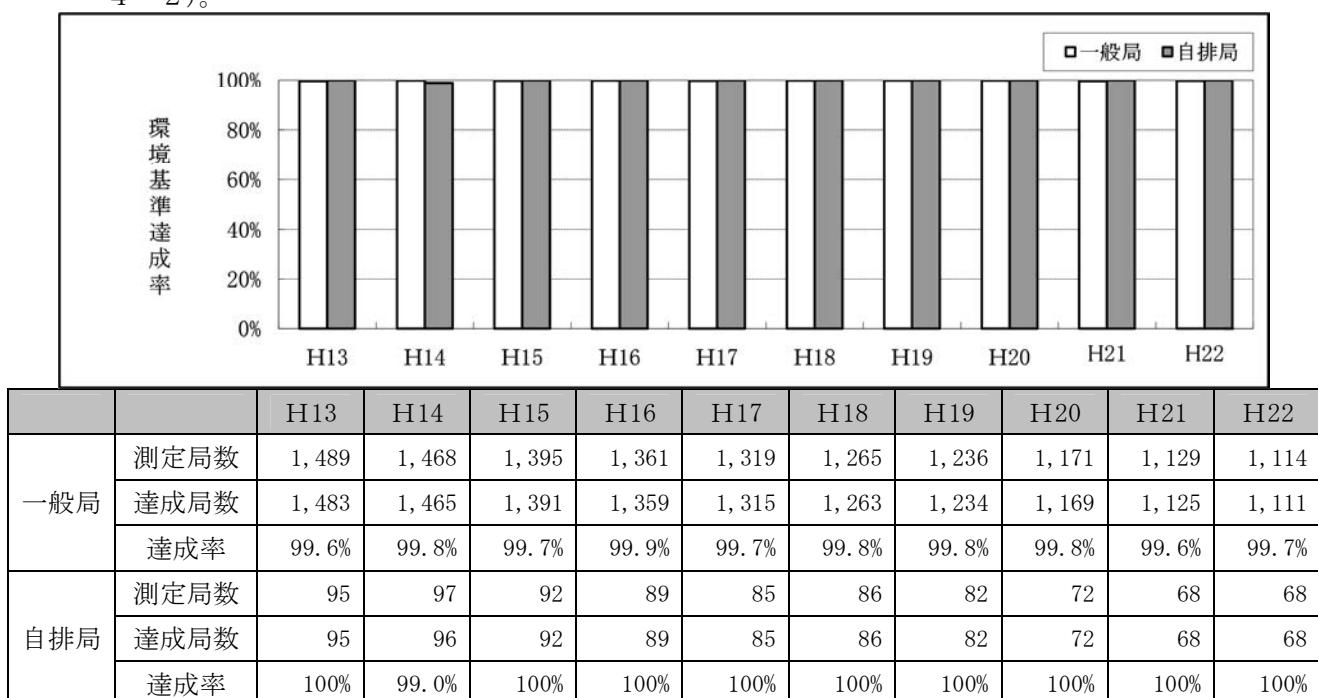


図 4-1 二酸化硫黄の環境基準達成率の推移

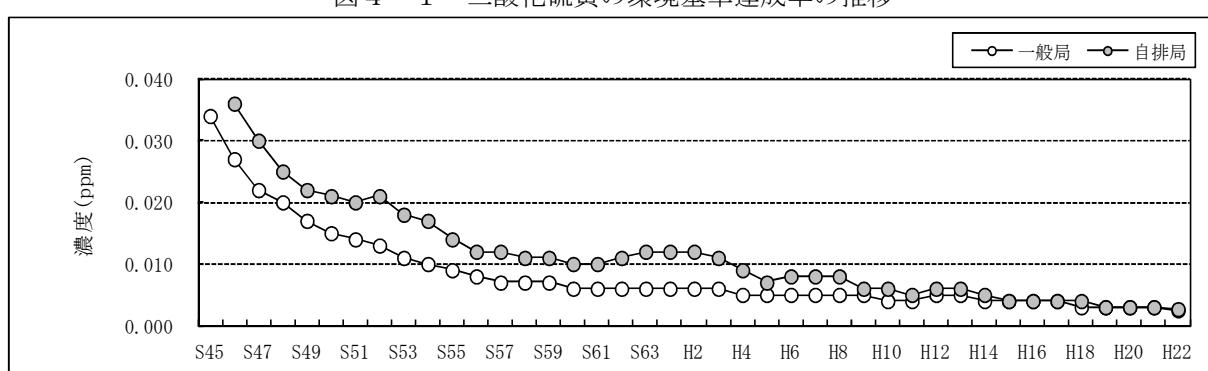


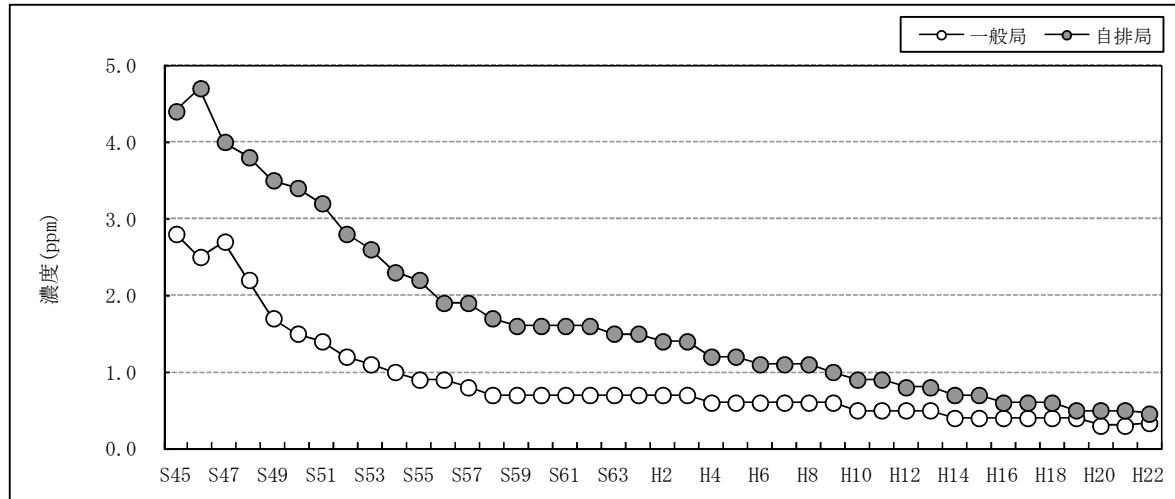
図 4-2 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移

## 5. 一酸化炭素 (CO)

平成 22 年度の一酸化炭素の有効測定局数は、328 局（一般局：70 局、自排局：258 局）であった。

長期的評価では、昭和 58 年度以降全ての測定局において環境基準を達成しており、良好な状況が続いている。

年平均値は、昭和 40、50 年代に比べ著しく改善し、近年は一般局、自排局ともに横ばい傾向にある（図 5-1）。



		S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58
一般局	年平均	2.8	2.5	2.7	2.2	1.7	1.5	1.4	1.2	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7
	局数	6	7	38	70	99	128	151	163	185	200	205	200	205	189
自排局	年平均	4.4	4.7	4.0	3.8	3.5	3.4	3.2	2.8	2.6	2.3	2.2	1.9	1.9	1.7
	局数	7	22	95	149	195	257	283	287	296	322	334	282	304	297
		S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
一般局	年平均	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	局数	193	191	191	187	187	189	186	190	195	187	183	185	184	150
自排局	年平均	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0
	局数	300	299	299	304	301	305	311	314	317	328	339	343	342	329
		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
一般局	年平均	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	
	局数	145	138	134	131	126	99	96	91	86	78	73	71	70	
自排局	年平均	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	
	局数	327	319	314	312	309	302	306	304	294	291	276	270	258	

図 5-1 一酸化炭素濃度の年平均値の推移

## 参考資料（目次）

- 資料 1 測定期設置状況の推移（平成 18 年度～22 年度）
- 資料 2 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の対策地域等の範囲
- 資料 3 都道府県別二酸化窒素環境基準達成状況
- 資料 4-1 二酸化窒素の 1 日平均値の年間 98% 値の上位測定期
- 資料 4-2 二酸化窒素の年平均値の上位測定期
- 資料 4-3 二酸化窒素の 1 日平均値の年間 98% 値の濃度別測定期割合
- 資料 4-4 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域別二酸化窒素の環境基準達成率の推移
- 資料 4-5 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域別二酸化窒素の年平均値の推移
- 資料 5 都道府県別浮遊粒子状物質環境基準達成状況
- 資料 6-1 浮遊粒子状物質の 1 日平均値の年間 2 % 除外値の上位測定期
- 資料 6-2 浮遊粒子状物質の年平均値の上位測定期
- 資料 6-3 浮遊粒子状物質の 1 日平均値の年間 2 % 除外値の濃度別測定期割合
- 資料 6-4 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域別浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移
- 資料 6-5 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域別浮遊粒子状物質の年平均値の推移
- 資料 6-6 SPM 環境基準非達成率及び黄砂延べ観測日数の推移
- 資料 7 光化学オキシダントの 1 時間値が昼間（5 時～20 時）において 0.12 ppm 以上となった日数の多い測定期（一般局）
- 資料 8 二酸化硫黄の環境基準非達成局（長期的評価）
- 資料 9 大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）の概要

**資料1 測定局設置状況の推移（平成18年度～22年度）**

一般局

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	市町 村数	測定 局数								
二酸化窒素	663	1,399	660	1,388	656	1,384	656	1,362	658	1,340
浮遊粒子状物質	667	1,470	666	1,454	661	1,436	663	1,401	662	1,379
光化学オキシダント	608	1,145	612	1,143	619	1,148	632	1,152	631	1,144
二酸化硫黄	558	1,271	555	1,241	532	1,187	522	1,139	518	1,119
一酸化炭素	76	88	73	80	69	76	66	72	64	70
非メタン炭化水素	219	316	220	319	220	318	225	321	232	325
微小粒子状物質	-	-	-	-	-	-	-	-	44	45
測定局総数	691	1,581	689	1,561	689	1,549	694	1,527	698	1,503

自排局

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	市町 村数	測定 局数								
二酸化窒素	269	442	266	437	261	429	259	425	259	420
浮遊粒子状物質	262	419	259	416	253	409	251	408	250	402
光化学オキシダント	24	27	26	30	27	30	28	31	26	33
二酸化硫黄	74	86	70	82	67	76	60	68	61	68
一酸化炭素	205	298	204	294	199	285	191	273	184	267
非メタン炭化水素	136	188	136	186	131	178	127	174	120	166
微小粒子状物質	-	-	-	-	-	-	-	-	25	28
測定局総数	273	451	269	445	264	438	262	434	262	429

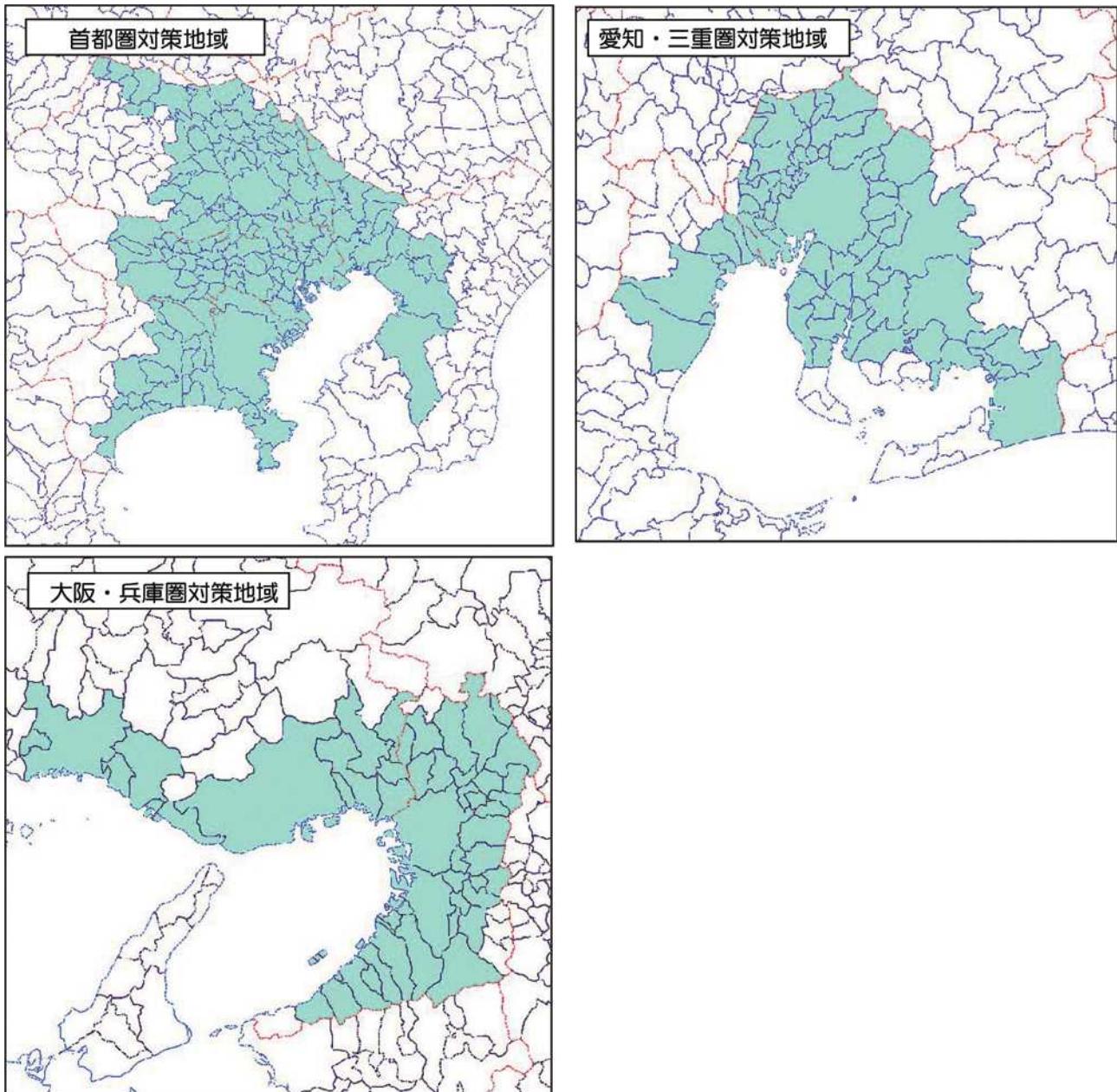
(注) 上記測定局数には、採気口が車道中にある測定局及び環境基準の適用除外局は除いてある。

光化学オキシダント・非メタン炭化水素・微小粒子状物質以外の大気汚染物質の評価に際しては、上記測定局のうち、測定時間が年間6,000時間以上の「有効測定局」について各種統計処理を行った。

微小粒子状物質の評価に際しては、上記測定局の内、設置している測定機器に等価性があるもので、かつ測定日数が年間250日以上の「有効測定局」について各種統計処理を行った。

## 資料2 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域等の範囲

### (1) 自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対策地域の範囲



### (2) 総量規制地域の範囲

大気汚染防止法第5条の2第1項に基づき、排出基準若しくは特別排出基準又は上乗せ排出基準のみによっては大気汚染防止に係る環境基準の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域であり、「硫黄酸化物に係る指定地域」と「窒素酸化物に係る指定地域」がある。

#### ①硫黄酸化物に係る指定地域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県及び福岡県の各都市 24 地域

#### ②窒素酸化物に係る指定地域

東京都、神奈川県及び大阪府の各都市の 3 地域

**資料3 都道府県別二酸化窒素環境基準達成状況**

都道 府県	一般局									自排局								
	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	有効 測定 局数	達成 局数	達成 率(%)															
北海道	69	69	100%	70	70	100%	70	70	100%	15	15	100%	15	14	93.3%	15	15	100%
青森県	16	16	100%	14	14	100%	14	14	100%	5	5	100%	4	4	100%	4	4	100%
岩手県	11	11	100%	11	11	100%	11	11	100%	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
宮城县	31	31	100%	27	27	100%	26	26	100%	9	9	100%	10	10	100%	10	10	100%
秋田県	12	12	100%	12	12	100%	13	13	100%	4	4	100%	4	4	100%	3	3	100%
山形県	17	17	100%	14	14	100%	17	17	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
福島県	29	29	100%	28	28	100%	26	26	100%	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
茨城県	48	48	100%	47	47	100%	47	47	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
栃木県	19	19	100%	19	19	100%	18	18	100%	11	11	100%	11	11	100%	10	10	100%
群馬県	17	17	100%	21	21	100%	20	20	100%	8	8	100%	7	7	100%	8	8	100%
埼玉県	56	56	100%	56	56	100%	55	55	100%	28	28	100%	28	28	100%	28	28	100%
千葉県	111	111	100%	114	114	100%	112	112	100%	29	26	89.7%	29	28	96.6%	29	28	96.6%
東京都	45	45	100%	46	46	100%	45	45	100%	38	33	86.8%	39	35	89.7%	39	36	92.3%
神奈川県	61	61	100%	61	61	100%	61	61	100%	31	27	87.1%	31	27	87.1%	31	28	90.3%
新潟県	27	27	100%	26	26	100%	26	26	100%	5	5	100%	5	5	100%	5	5	100%
富山县	18	18	100%	17	17	100%	17	17	100%	7	7	100%	7	7	100%	7	7	100%
石川県	19	19	100%	19	19	100%	19	19	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
福井県	27	27	100%	24	24	100%	22	22	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
山梨県	10	10	100%	10	10	100%	10	10	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
長野県	18	18	100%	17	17	100%	16	16	100%	7	7	100%	7	7	100%	7	7	100%
岐阜県	12	12	100%	11	11	100%	11	11	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
静岡県	48	48	100%	52	52	100%	50	50	100%	8	7	87.5%	10	10	100%	10	10	100%
愛知県	98	98	100%	100	100	100%	88	88	100%	35	31	88.6%	35	32	91.4%	30	29	96.7%
三重県	26	26	100%	21	21	100%	21	21	100%	7	6	85.7%	7	6	85.7%	7	6	85.7%
滋賀県	9	9	100%	9	9	100%	9	9	100%	5	5	100%	5	5	100%	5	5	100%
京都府	26	26	100%	25	25	100%	26	26	100%	8	8	100%	9	9	100%	9	9	100%
大阪府	66	66	100%	65	65	100%	66	66	100%	38	38	100%	36	34	94.4%	35	35	100%
兵庫県	70	70	100%	69	69	100%	70	70	100%	30	29	96.7%	32	31	96.9%	32	32	100%
奈良県	11	11	100%	11	11	100%	11	11	100%	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
和歌山县	26	26	100%	25	25	100%	25	25	100%	測定局なし			測定局なし			測定局なし		
鳥取県	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%	2	2	100%	1	1	100%	2	2	100%
島根県	7	7	100%	7	7	100%	7	7	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
岡山県	45	45	100%	43	43	100%	44	44	100%	11	11	100%	11	11	100%	10	10	100%
広島県	34	34	100%	33	33	100%	33	33	100%	7	7	100%	7	7	100%	7	7	100%
山口県	26	26	100%	26	26	100%	26	26	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
徳島県	19	19	100%	19	19	100%	19	19	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
香川県	17	17	100%	17	17	100%	17	17	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
愛媛県	12	12	100%	12	12	100%	12	12	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
高知県	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
福岡県	36	36	100%	37	37	100%	37	37	100%	16	16	100%	16	15	93.8%	16	16	100%
佐賀県	11	11	100%	9	9	100%	11	11	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
長崎県	20	20	100%	20	20	100%	20	20	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
熊本県	28	28	100%	28	28	100%	27	27	100%	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
大分県	22	22	100%	23	23	100%	22	22	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
宮崎県	14	14	100%	14	14	100%	14	14	100%	5	5	100%	5	5	100%	5	5	100%
鹿児島県	10	10	100%	10	10	100%	10	10	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
沖縄県	6	6	100%	6	6	100%	5	5	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
全国	1,366	1,366	100%	1,351	1,351	100%	1,332	1,332	100%	421	402	95.5%	423	405	95.7%	416	407	97.8%

## 資料4－1 二酸化窒素の1日平均値の年間98%値の上位測定局

### 一般局

測定局名	都道府県	市区町村	98%値 (ppm)	環境基準
鶴見区潮田交流プラザ	神奈川県	横浜市鶴見区	0.055	達成
九条南小学校	大阪府	大阪市西区	0.052	達成
今宮中学校	大阪府	大阪市西成区	0.051	達成
千代田区神田司町	東京都	千代田区	0.050	達成
文京区本駒込	東京都	文京区	0.050	達成
南港中央公園	大阪府	大阪市住之江区	0.050	達成

(参考) 平成21年度

測定局名	都道府県	市区町村	98%値 (ppm)
南港中央公園	大阪府	大阪市住之江区	0.055
文京区本駒込	東京都	文京区	0.053
国設川崎	神奈川県	川崎市川崎区	0.053
港区台場	東京都	港区	0.052
此花区役所	大阪府	大阪市此花区	0.052
灘浜	兵庫県	神戸市灘区	0.052
鳴尾支所	兵庫県	西宮市	0.052
千代田区神田司町	東京都	千代田区	0.051
中央区晴海	東京都	中央区	0.051
平尾小学校	大阪府	大阪市大正区	0.051
住吉南	兵庫県	神戸市東灘区	0.051

### 自排局

測定局名	都道府県	市区町村	98%値 (ppm)	環境基準
環七通り松原橋	東京都	大田区	0.073	非達成
池上新田公園前	神奈川県	川崎市川崎区	0.068	非達成
玉川通り上馬	東京都	世田谷区	0.067	非達成
二子	神奈川県	川崎市高津区	0.064	非達成
納屋	三重県	四日市市	0.064	非達成
中山道大和町	東京都	板橋区	0.062	非達成
遠藤町交差点	神奈川県	川崎市幸区	0.062	非達成
船橋日の出(車)	千葉県	船橋市	0.061	非達成
大平	愛知県	岡崎市	0.061	非達成

(参考) 平成21年度

測定局名	都道府県	市区町村	98%値 (ppm)
環七通り松原橋	東京都	大田区	0.076
納屋	三重県	四日市市	0.071
中山道大和町	東京都	板橋区	0.070
玉川通り上馬	東京都	世田谷区	0.069
池上新田公園前	神奈川県	川崎市川崎区	0.068
栄町	兵庫県	宝塚市	0.067
松戸上本郷(車)	千葉県	松戸市	0.064
二子	神奈川県	川崎市高津区	0.064
北品川交差点	東京都	品川区	0.063
今里交差点	大阪府	大阪市東成区	0.063

・環境基準 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

・評価方法 1日平均値の年間98%値を環境基準と比較する。

## 資料4－2 二酸化窒素の年平均値の上位測定局

### 一般局

測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 (ppm)	環境基準
文京区本駒込	東京都	文京区	0.029	達成
千代田区神田司町	東京都	千代田区	0.027	達成
中央区晴海	東京都	中央区	0.027	達成
港区台場	東京都	港区	0.027	達成
九条南小学校	大阪府	大阪市西区	0.027	達成
国設川崎	神奈川県	川崎市川崎区	0.026	達成
大田区東糀谷	東京都	大田区	0.025	達成
川崎区役所大師分室	神奈川県	川崎市川崎区	0.025	達成
灘浜	兵庫県	神戸市灘区	0.025	達成

(参考) 平成21年度

測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 (ppm)
文京区本駒込	東京都	文京区	0.029
港区台場	東京都	港区	0.028
神奈川県庁	神奈川県	横浜市中区	0.028
国設川崎	神奈川県	川崎市川崎区	0.027
千代田区神田司町	東京都	千代田区	0.026
中央区晴海	東京都	中央区	0.026
大田区東糀谷	東京都	大田区	0.026
板橋区氷川町	東京都	板橋区	0.026
公害監視センター	神奈川県	川崎市川崎区	0.026
今宮中学校	大阪府	大阪市西成区	0.026
南港中央公園	大阪府	大阪市住之江区	0.026
灘浜	兵庫県	神戸市灘区	0.026
鳴尾支所	兵庫県	西宮市	0.026

### 自排局

測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 (ppm)	環境基準
環七通り松原橋	東京都	大田区	0.046	非達成
池上新田公園前	神奈川県	川崎市川崎区	0.043	非達成
二子	神奈川県	川崎市高津区	0.043	非達成
玉川通り上馬	東京都	世田谷区	0.042	非達成
中山道大和町	東京都	板橋区	0.041	非達成
遠藤町交差点	神奈川県	川崎市幸区	0.039	非達成
天神	福岡県	福岡市中央区	0.039	達成
大平	愛知県	岡崎市	0.037	非達成
宮川小学校	兵庫県	芦屋市	0.037	達成

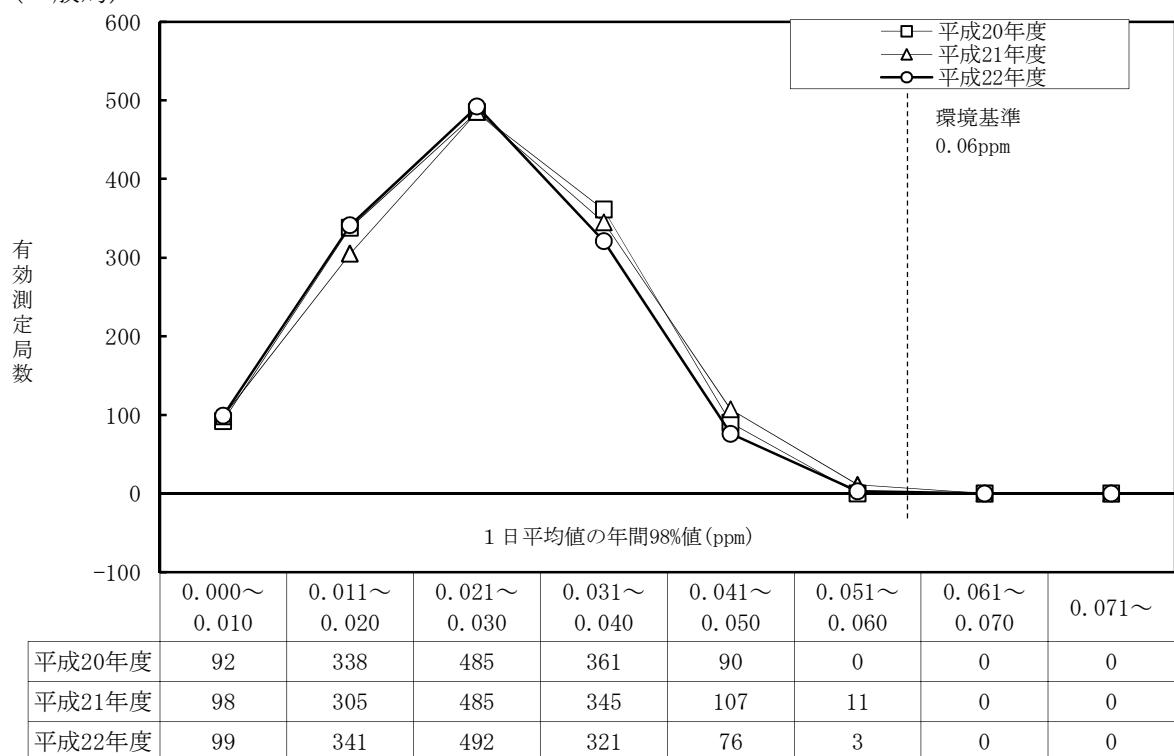
(参考) 平成21年度

測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 (ppm)
中山道大和町	東京都	板橋区	0.047
環七通り松原橋	東京都	大田区	0.046
玉川通り上馬	東京都	世田谷区	0.044
二子	神奈川県	川崎市高津区	0.043
池上新田公園前	神奈川県	川崎市川崎区	0.042
天神	福岡県	福岡市中央区	0.041
遠藤町交差点	神奈川県	川崎市幸区	0.039
自排宮島	静岡県	富士市	0.039
朝日	愛知県	岡崎市	0.039
小牧市大気汚染局	愛知県	小牧市	0.037
宮川小学校	兵庫県	芦屋市	0.037
栄町	兵庫県	宝塚市	0.037

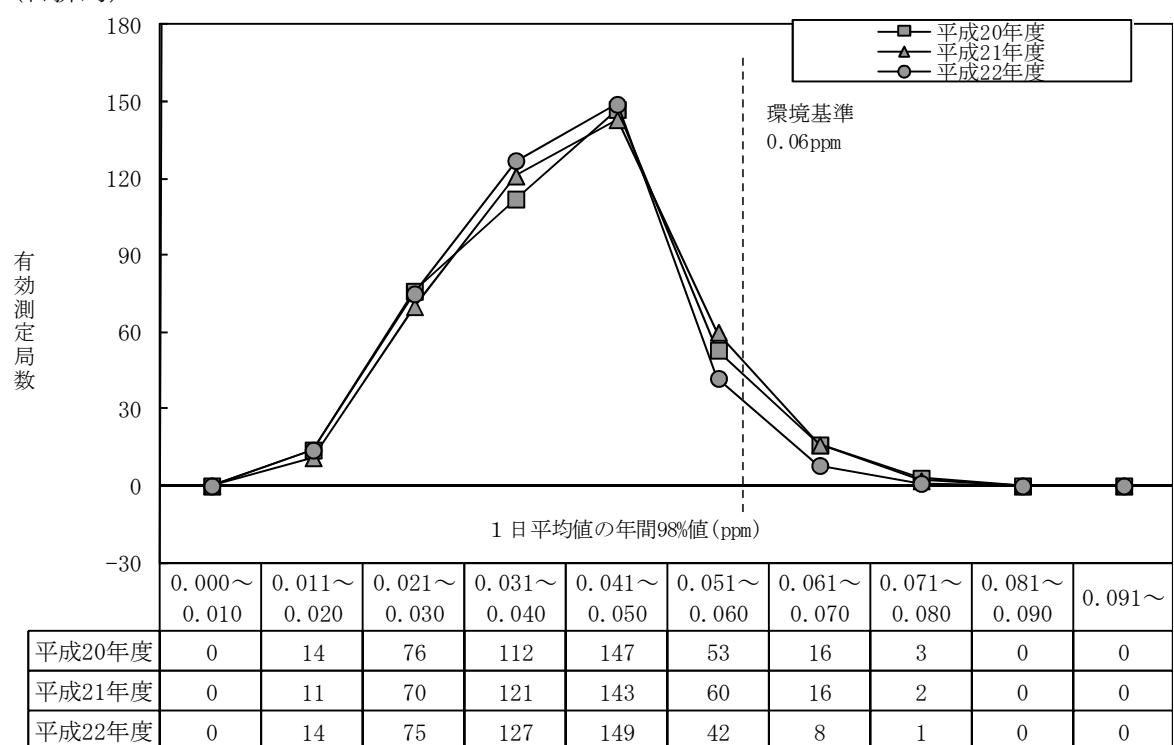
- ・環境基準 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
- ・評価方法 1日平均値の年間98%値を環境基準と比較する。

**資料4－3 二酸化窒素の1日平均値の年間98%値の濃度別測定局割合**

(一般局)



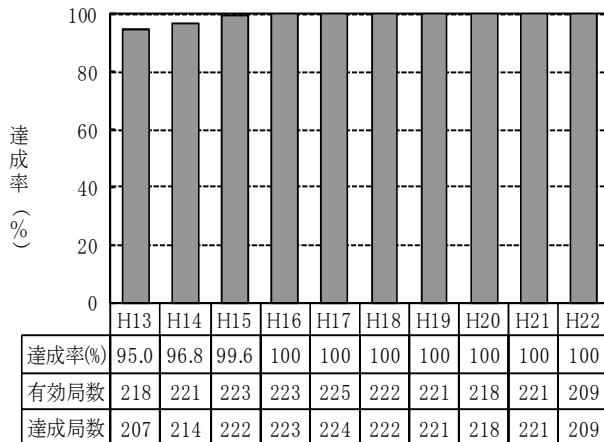
(自排局)



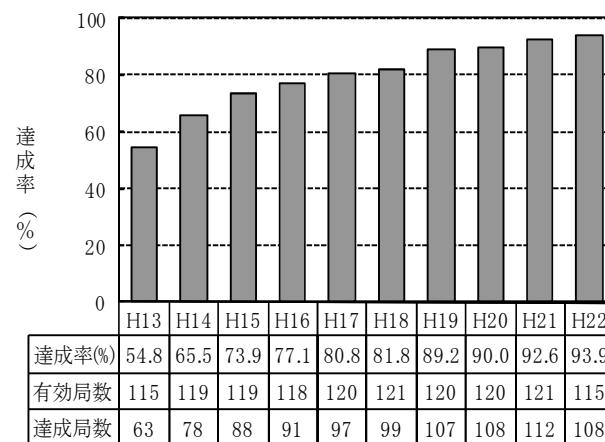
**資料4－4 自動車NOx・PM法対策地域別二酸化窒素の環境基準達成率の推移**

首都圏対策地域

(一般局)

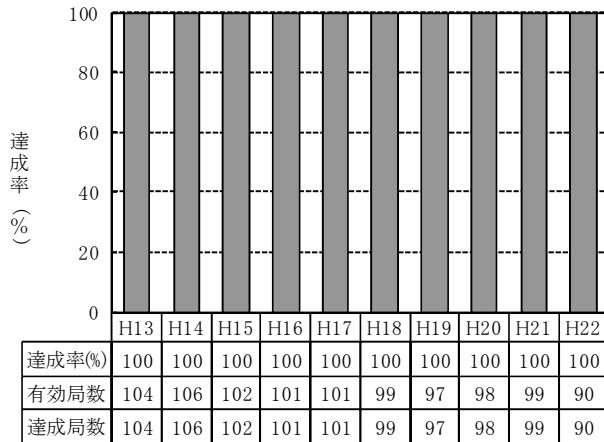


(自排局)

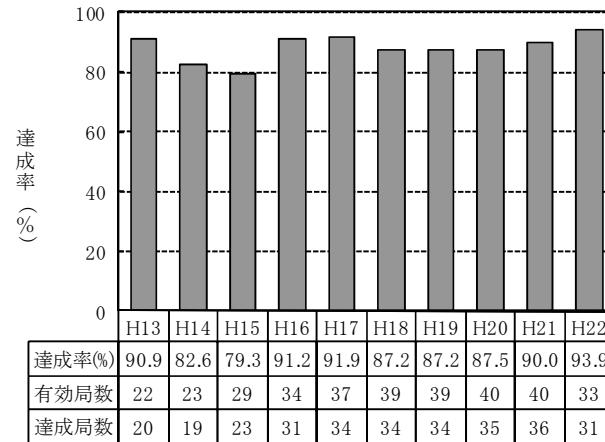


愛知・三重圏対策地域

(一般局)

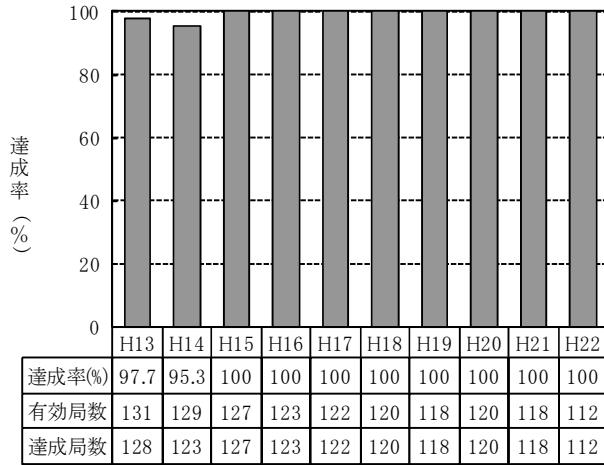


(自排局)

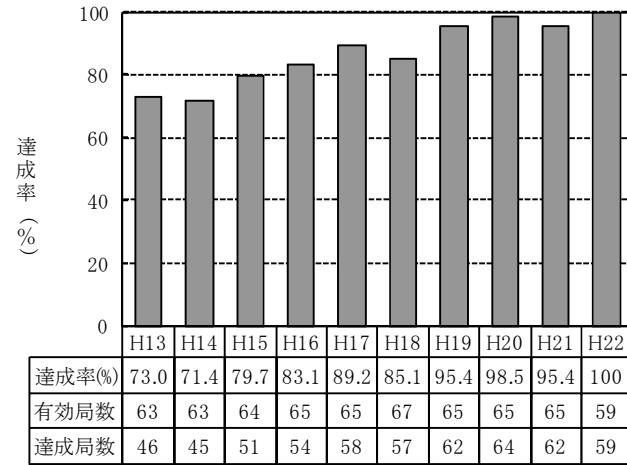


大阪・兵庫圏対策地域

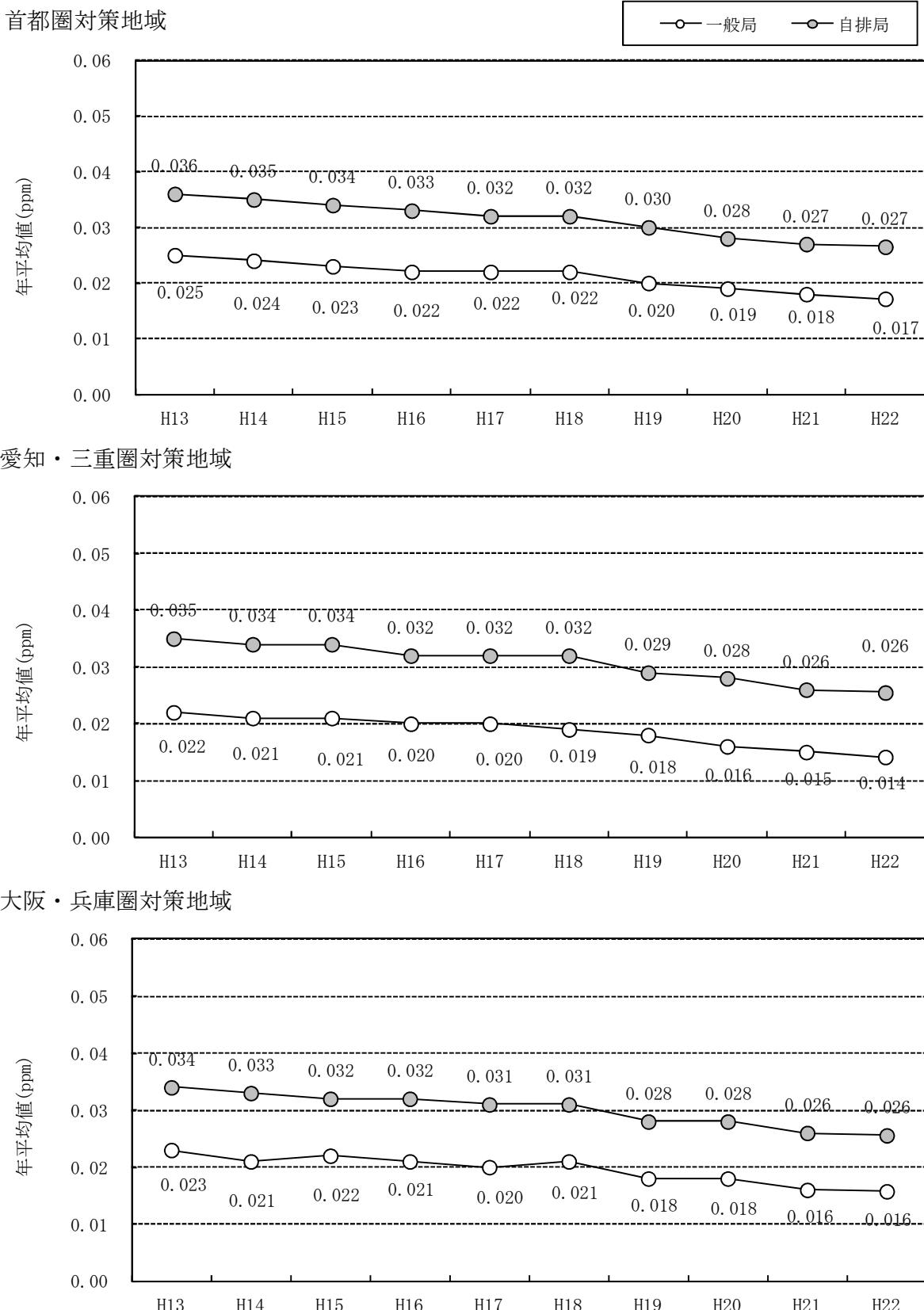
(一般局)



(自排局)



**資料4－5** 自動車NO<sub>x</sub>・PM法対策地域別二酸化窒素の年平均値の推移  
(過去10年間の継続測定局の推移)



**資料5 都道府県別浮遊粒子状物質環境基準達成状況**

都道府県	一般局									自排局								
	平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	有効測定局数	達成局数	達成率(%)	有効測定局数	達成局数	達成率(%)	有効測定局数	達成局数	達成率(%)	有効測定局数	達成局数	達成率(%)	有効測定局数	達成局数	達成率(%)	有効測定局数	達成局数	達成率(%)
北海道	68	68	100%	61	61	100%	60	60	100%	17	17	100%	17	17	100%	16	16	100%
青森県	16	15	93.8%	14	14	100%	14	14	100%	5	5	100%	4	4	100%	4	4	100%
岩手県	7	7	100%	7	7	100%	8	8	100%	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
宮城県	33	33	100%	27	27	100%	27	27	100%	8	8	100%	9	9	100%	9	9	100%
秋田県	17	17	100%	17	17	100%	17	17	100%	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
山形県	15	15	100%	14	14	100%	17	17	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
福島県	23	23	100%	24	24	100%	23	23	100%	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
茨城県	47	46	97.9%	46	46	100%	46	46	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
栃木県	25	25	100%	25	25	100%	24	24	100%	11	11	100%	11	11	100%	10	10	100%
群馬県	23	23	100%	23	23	100%	22	22	100%	7	7	100%	6	6	100%	6	6	100%
埼玉県	56	56	100%	56	56	100%	55	55	100%	24	24	100%	24	24	100%	25	25	100%
千葉県	112	112	100%	112	112	100%	110	110	100%	28	28	100%	28	28	100%	28	28	100%
東京都	47	47	100%	48	48	100%	47	47	100%	37	37	100%	38	38	100%	38	38	100%
神奈川県	61	61	100%	61	61	100%	61	61	100%	31	31	100%	31	31	100%	31	30	96.8%
新潟県	28	28	100%	26	26	100%	26	26	100%	5	5	100%	5	5	100%	5	5	100%
富山県	25	25	100%	22	22	100%	22	22	100%	7	7	100%	7	7	100%	7	7	100%
石川県	19	19	100%	19	19	100%	19	19	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
福井県	31	31	100%	28	28	100%	26	26	100%	3	3	100%	4	4	100%	4	4	100%
山梨県	10	10	100%	10	10	100%	10	10	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
長野県	15	15	100%	16	16	100%	14	14	100%	7	7	100%	7	7	100%	7	7	100%
岐阜県	15	15	100%	15	15	100%	15	15	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
静岡県	45	44	97.8%	47	47	100%	47	47	100%	9	8	88.9%	10	10	100%	10	10	100%
愛知県	104	104	100%	105	105	100%	96	96	100%	35	34	97.1%	35	35	100%	30	30	100%
三重県	25	25	100%	21	21	100%	21	21	100%	7	7	100%	7	7	100%	7	7	100%
滋賀県	9	9	100%	9	9	100%	9	9	100%	4	4	100%	4	4	100%	4	4	100%
京都府	24	24	100%	24	24	100%	25	25	100%	8	8	100%	9	9	100%	9	9	100%
大阪府	66	66	100%	64	64	100%	67	67	100%	35	35	100%	34	34	100%	33	33	100%
兵庫県	68	67	98.5%	67	67	100%	68	68	100%	26	26	100%	27	27	100%	28	27	96.4%
奈良県	11	11	100%	11	11	100%	11	11	100%	3	3	100%	3	3	100%	3	3	100%
和歌山県	32	32	100%	32	32	100%	31	31	100%	測定局なし						測定局なし		
鳥取県	2	2	100%	3	3	100%	3	3	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
島根県	7	7	100%	7	7	100%	7	7	100%	2	1	50.0%	2	2	100%	2	2	100%
岡山県	49	49	100%	44	44	100%	42	26	61.9%	10	10	100%	10	10	100%	9	6	66.7%
広島県	32	32	100%	32	32	100%	32	24	75.0%	7	7	100%	7	7	100%	7	3	42.9%
山口県	32	32	100%	32	32	100%	32	24	75.0%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
徳島県	18	18	100%	18	18	100%	18	18	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
香川県	18	18	100%	18	18	100%	16	7	43.8%	3	3	100%	3	3	100%	3	1	33.3%
愛媛県	25	25	100%	23	23	100%	25	25	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
高知県	5	5	100%	5	5	100%	5	5	100%	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
福岡県	41	39	95.1%	42	40	95.2%	42	11	26.2%	16	16	100%	16	16	100%	16	5	31.3%
佐賀県	13	13	100%	11	11	100%	13	13	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	1	50.0%
長崎県	20	20	100%	20	9	45.0%	20	9	45.0%	3	3	100%	3	2	66.7%	3	0	0.0%
熊本県	29	29	100%	29	29	100%	29	19	65.5%	3	3	100%	3	3	100%	3	2	66.7%
大分県	22	22	100%	23	23	100%	22	22	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
宮崎県	10	10	100%	10	10	100%	10	7	70.0%	5	5	100%	5	5	100%	5	4	80.0%
鹿児島県	15	15	100%	15	14	93.3%	15	15	100%	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
沖縄県	7	7	100%	3	1	33.3%	5	5	100%	1	1	100%	1	0	0.0%	1	1	100%
全国	1,422	1,416	99.6%	1,386	1,370	98.8%	1,374	1,278	93.0%	403	400	99.3%	406	404	99.5%	399	371	93.0%

■は環境基準非達成局が存在したことを示す。

## 資料 6－1 浮遊粒子状物質の1日平均値の年間2%除外値の上位測定局

### 一般局

測定局名	都道府県	市区町村	2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	2日以上 連続※	環境基準
都城高専	宮崎県	都城市	0.128	有	非達成
監視センター	岡山県	倉敷市	0.088	有	非達成
松江	岡山県	倉敷市	0.085	有	非達成
錦ヶ丘	熊本県	熊本市	0.085	有	非達成
瀬居島	香川県	坂出市	0.083	有	非達成
若松観測局	福岡県	北九州市 若松区	0.083	有	非達成
泉小学校	愛知県	田原市	0.082	無	達成
春日	岡山県	倉敷市	0.082	有	非達成
観音寺市役所	香川県	観音寺市	0.082	有	非達成
糸島	福岡県	糸島市	0.082	無	達成
苅田	福岡県	苅田町	0.082	無	達成
長田	兵庫県	神戸市 長田区	0.081	無	達成

※ 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続したことの有無

(参考) 平成 21 年度

測定局名	都道府県	市区町村	2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )
有村	鹿児島県	鹿児島市	0.086
北山配水池	愛知県	武豊町	0.083
石巻	宮城県	石巻市	0.081
吾妻	愛知県	豊橋市	0.076
市役所	香川県	観音寺市	0.073
錦ヶ丘	熊本県	熊本市	0.073
童浦小学校	愛知県	田原市	0.071
富貴小学校	愛知県	武豊町	0.071
平尾小学校	大阪府	大阪市 大正区	0.071
瀬居島	香川県	坂出市	0.071
金子	愛媛県	新居浜市	0.071
多喜浜	愛媛県	新居浜市	0.071
元岡	福岡県	福岡市 西区	0.071
柳川	福岡県	柳川市	0.071

### 自排局

測定局名	都道府県	市区町村	2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	2日以上 連続※	環境基準
池上新田公園 前	神奈川県	川崎市 川崎区	0.093	有	非達成
都城自排局	宮崎県	都城市	0.089	有	非達成
垂水自動車	兵庫県	神戸市 垂水区	0.087	有	非達成
黒崎測定所	福岡県	北九州市 八幡西区	0.087	有	非達成
大磯	岡山県	笠岡市	0.082	無	達成
大平	愛知県	岡崎市	0.078	無	達成
湾岸	大阪府	堺市西区	0.078	無	達成
西名阪柏原旭 ヶ丘	大阪府	柏原市	0.078	無	達成
西本町測定所	福岡県	北九州市 八幡東区	0.078	有	非達成
国設飛島自動車交通環境測定所	愛知県	飛島村	0.077	無	達成
梅田新道	大阪府	大阪市 北区	0.076	無	達成
室町測定所	福岡県	北九州市 小倉北区	0.076	有	非達成
今宿	福岡県	福岡市 西区	0.076	有	非達成

※ 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続したことの有無

(参考) 平成 21 年度

測定局名	都道府県	市区町村	2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )
西本町測定所	福岡県	北九州市 八幡東区	0.079
垂水自動車	兵庫県	神戸市 垂水区	0.076
松原北小学校	大阪府	松原市	0.075
黒崎測定所	福岡県	北九州市 八幡西区	0.074
市川市市川 (車)	千葉県	市川市	0.072
永代通り新川	東京都	中央区	0.072
長崎市役所	長崎県	長崎市	0.072
大高	岡山県	倉敷市	0.071
大平	愛知県	岡崎市	0.069
室町測定所	福岡県	北九州市 小倉北区	0.068
長崎駅前	長崎県	長崎市	0.068

・環境基準 1時間値の1日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

・評価方法 1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

## 資料6－2 浮遊粒子状物質の年平均値の上位測定局

### 一般局

測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	2日以上連続※	環境基準
西端大気測定所	愛知県	碧南市	0.041	無	達成
錦ヶ丘	熊本県	熊本市	0.040	有	非達成
吾妻	愛知県	豊橋市	0.038	無	達成
宮西	兵庫県	播磨町	0.037	無	達成
西南部測定局	静岡県	浜松市西区	0.036	無	達成
培遠中学校	広島県	福山市	0.035	無	達成
可部小学校	広島県	広島市安佐北区	0.034	無	達成
金子	愛媛県	新居浜市	0.034	無	達成

※ 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続したことの有無

### 自排局

測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	2日以上連続※	環境基準
梅田新道	大阪府	大阪市北区	0.038	無	達成
垂水自動車	兵庫県	神戸市垂水区	0.036	有	非達成
汐見地区測定局	北海道	室蘭市	0.035	無	達成
大平	愛知県	岡崎市	0.035	無	達成
国設飛島自動車交通環境測定所	愛知県	飛島村	0.035	無	達成
習志野秋津(車)	千葉県	習志野市	0.034	無	達成
西名阪柏原旭ヶ丘	大阪府	柏原市	0.034	無	達成
黒崎測定所	福岡県	北九州市八幡西区	0.034	有	非達成
都城自排局	宮崎県	都城市	0.034	有	非達成

※ 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続したことの有無

- ・環境基準 1時間値の1日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。
- ・評価方法 1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

(参考) 平成 21 年度

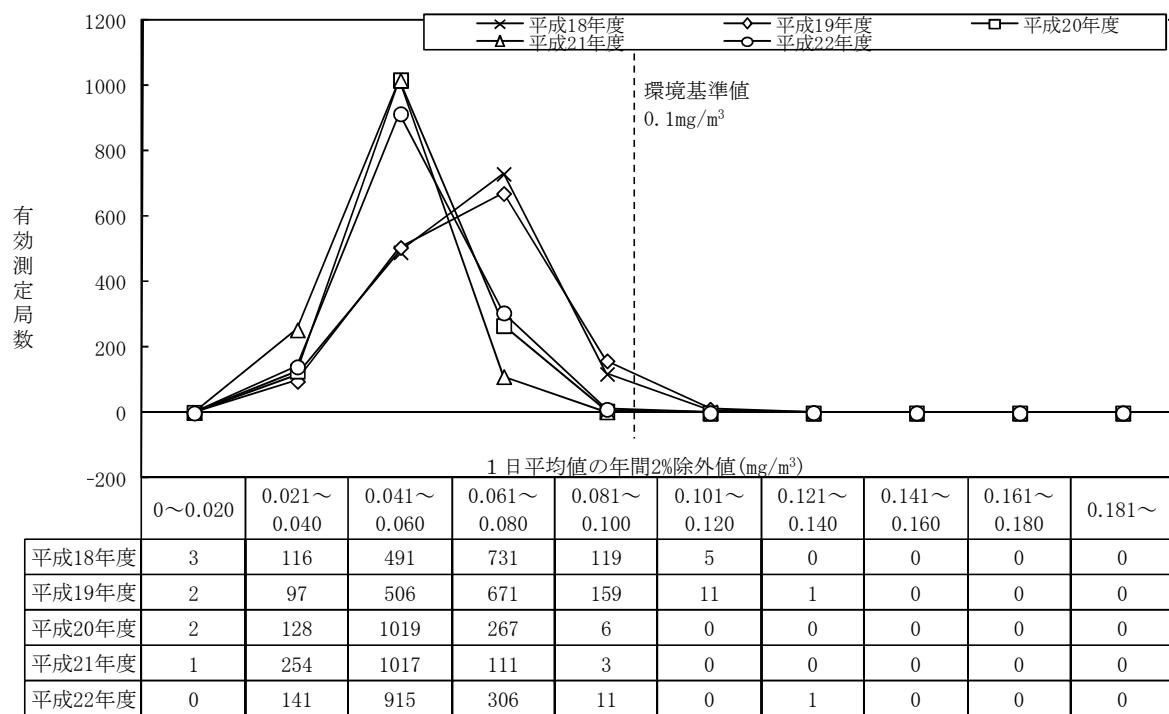
測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )
錦ヶ丘	熊本県	熊本市	0.041
西南部測定局	静岡県	浜松市	0.038
吾妻	愛知県	豊橋市	0.038
えーるピア久留米	福岡県	久留米市	0.038
富貴小学校	愛知県	武豊町	0.037
北山配水池	愛知県	武豊町	0.037
多喜浜	愛媛県	新居浜市	0.036
名和小学校	愛知県	東海市	0.035
平尾小学校	大阪府	大阪市大正区	0.035
金子	愛媛県	新居浜市	0.035
香椎	福岡県	福岡市東区	0.035

(参考) 平成 21 年度

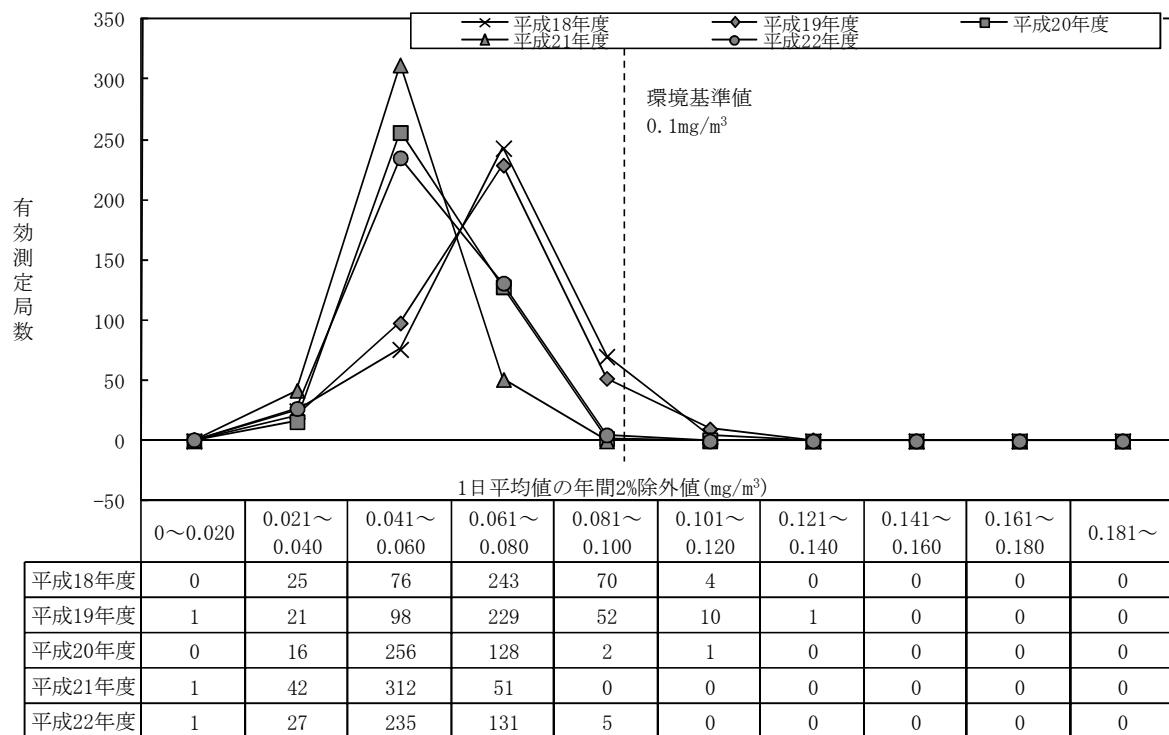
測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )
市川市市川(車)	千葉県	市川市	0.041
大平	愛知県	岡崎市	0.041
西本町測定所	福岡県	北九州市八幡東区	0.041
垂水自動車	兵庫県	神戸市垂水区	0.039
都城自排局	宮崎県	都城市	0.039
梅田新道	大阪府	大阪市北区	0.038
黒崎測定所	福岡県	北九州市八幡西区	0.038
習志野秋津(車)	千葉県	習志野市	0.037
自排権原	奈良県	権原市	0.036
長崎市役所	長崎県	長崎市	0.036

**資料 6－3 浮遊粒子状物質の1日平均値の年間2%除外値の濃度別測定局割合**

(一般局)



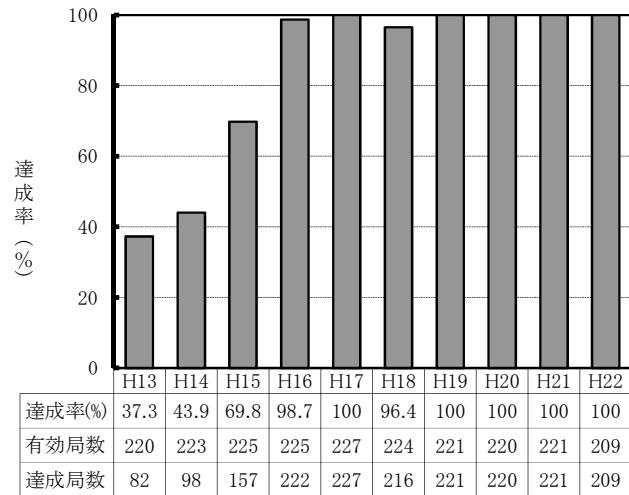
(自排局)



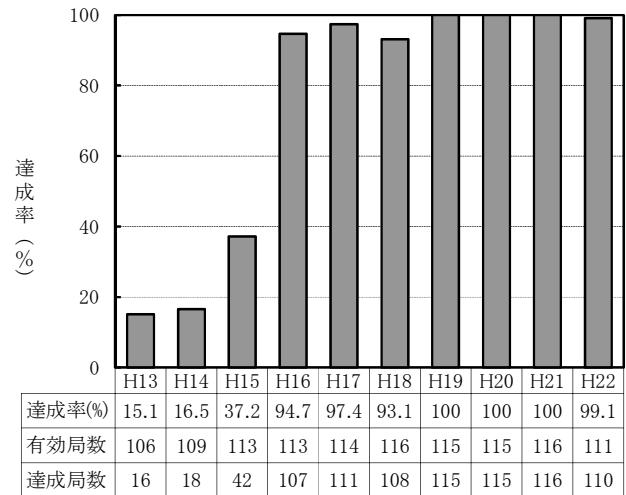
**資料 6－4 自動車NO<sub>x</sub>・PM法対策地域別浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移**

**首都圏対策地域**

(一般局)

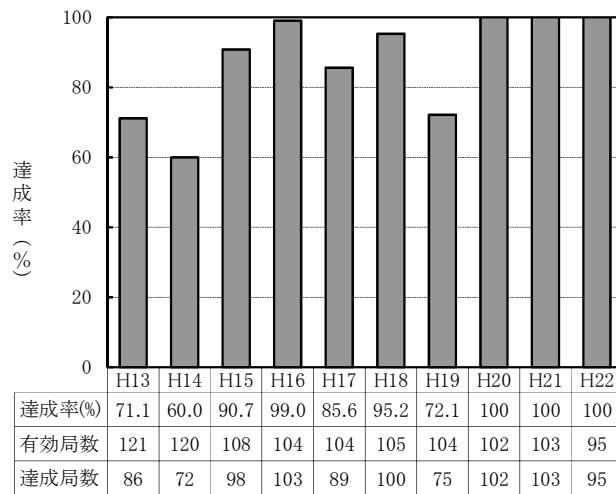


(自排局)

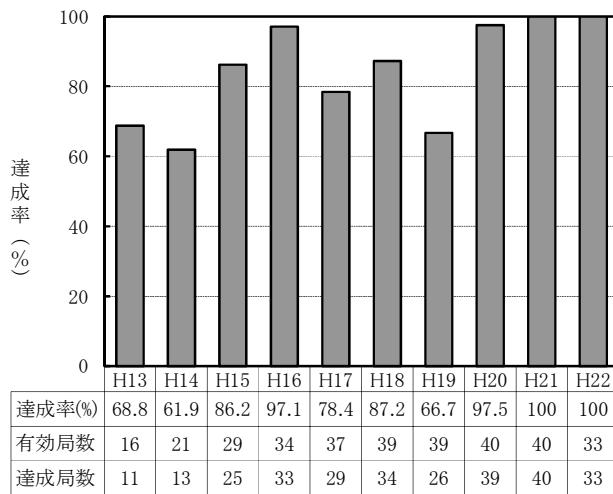


**愛知・三重圏対策地域**

(一般局)

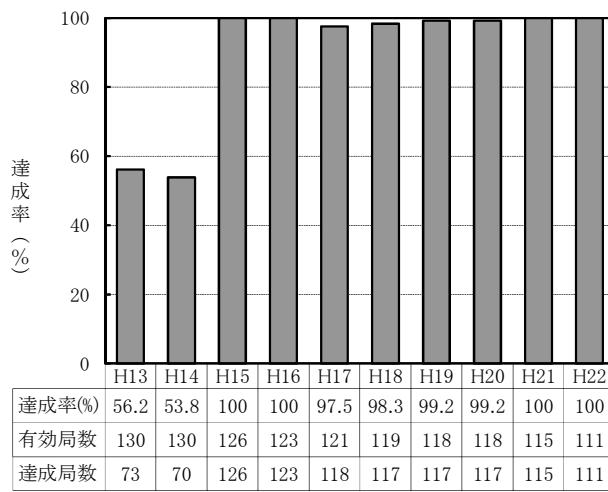


(自排局)

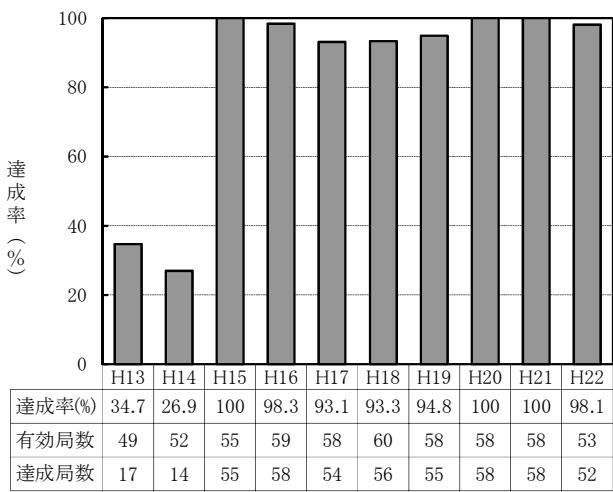


**大阪・兵庫圏対策地域**

(一般局)

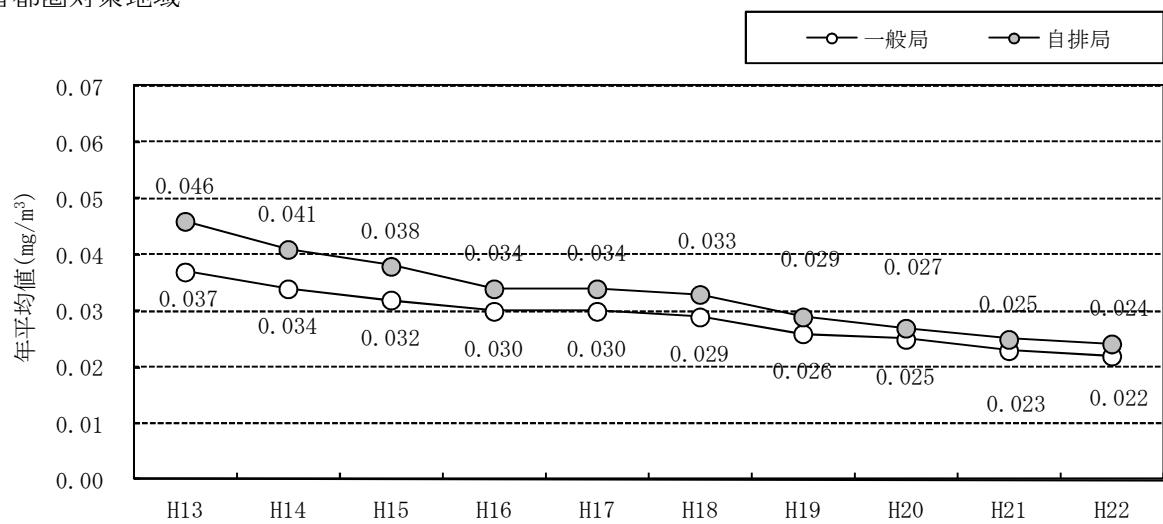


(自排局)

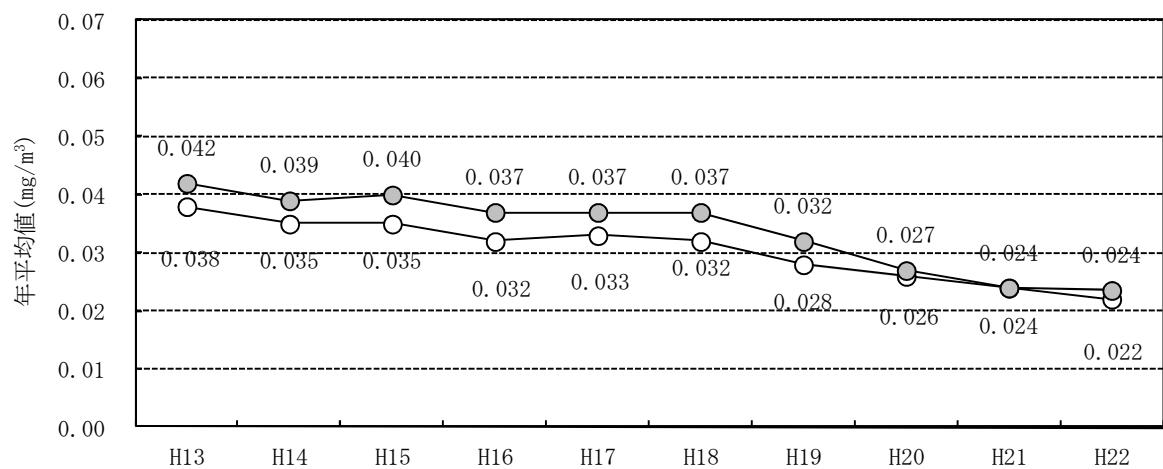


**資料 6－5** 自動車NO<sub>x</sub>・PM法対策地域別浮遊粒子状物質の年平均値の推移  
(過去10年間の継続測定局の推移)

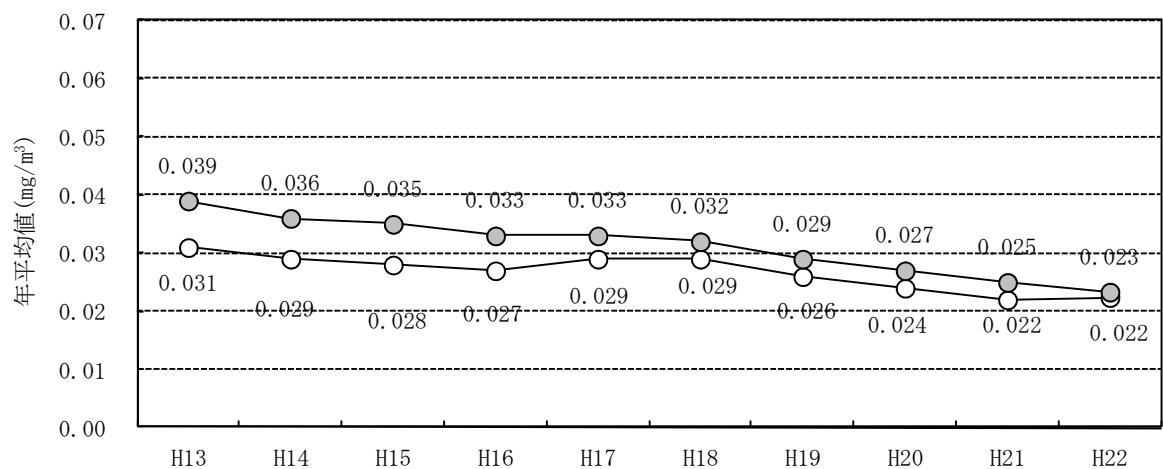
首都圏対策地域



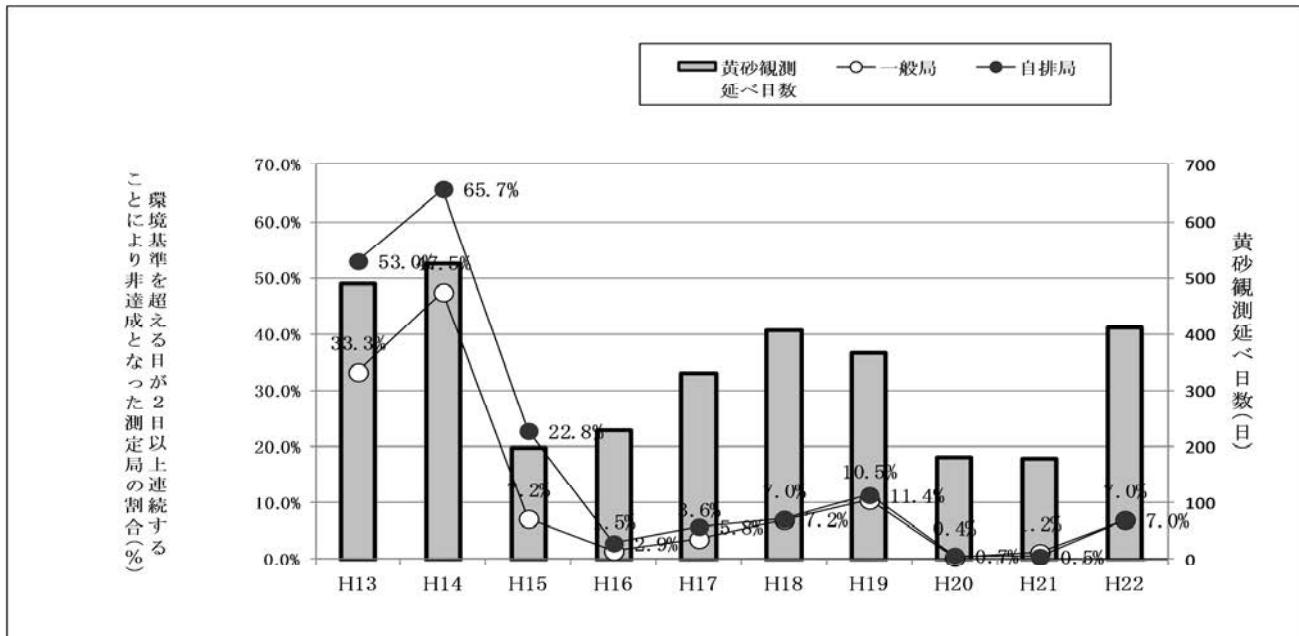
愛知・三重圏対策地域



大阪・兵庫圏対策地域



## 資料6－6 SPM環境基準非達成率及び黄砂観測延べ日数の推移



年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
有効測定局数	一般局 1,539 (319)	一般局 1,538 (359)	一般局 1,520 (390)	一般局 1,508 (409)	一般局 1,480 (411)	一般局 1,465 (418)	一般局 1,447 (412)	一般局 1,422 (403)	一般局 1,386 (406)	一般局 1,374 (399)
環境基準非達成局数										
一般局	514 (33.4%)	731 (47.5%)	110 (7.2%)	22 (1.5%)	54 (3.6%)	102 (7.0%)	152 (10.5%)	6 (0.4%)	16 (1.2%)	96 (7.0%)
自排局	169 (53.0%)	236 (65.7%)	89 (22.8%)	16 (3.9%)	26 (6.3%)	30 (7.2%)	47 (11.4%)	3 (0.7%)	2 (0.5%)	28 (7.0%)
環境基準を超える日が2日以上連続したことによる非達成局										
一般局	513 (33.3%)	730 (47.5%)	109 (7.2%)	22 (1.5%)	54 (3.6%)	102 (7.0%)	152 (10.5%)	6 (0.4%)	16 (1.2%)	96 (7.0%)
自排局	169 (53.0%)	236 (65.7%)	89 (22.8%)	12 (2.9%)	24 (5.8%)	30 (7.2%)	47 (11.4%)	3 (0.7%)	2 (0.5%)	28 (7.0%)
環境基準を超える日が2日以上連続したことのみによる非達成局										
一般局	449 (29.2%)	693 (45.1%)	100 (6.6%)	20 (1.3%)	49 (3.3%)	97 (6.6%)	140 (9.7%)	6 (0.4%)	16 (1.2%)	95 (6.9%)
自排局	102 (32.0%)	165 (46.0%)	72 (18.5%)	8 (2.0%)	21 (5.1%)	26 (6.2%)	36 (8.7%)	2 (0.5%)	2 (0.5%)	28 (7.0%)
環境基準を超える日が2日以上連続、かつ1日平均値の年間2%除外値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超過した非達成局										
一般局	64 (4.2%)	37 (2.4%)	9 (0.6%)	2 (0.1%)	5 (0.3%)	5 (0.3%)	12 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
自排局	67 (21.0%)	71 (19.8%)	17 (4.4%)	4 (1.0%)	3 (0.7%)	4 (1.0%)	11 (2.7%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1日平均値の年間2%除外値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したことによる非達成局										
一般局	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)						
自排局	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.0%)	2 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
黄砂観測延べ日数	490	525	197	230	331	406	367	182	179	412

- ・黄砂の延べ観測日数：気象庁HPより（観測地点は全国61地点、年度単位で再集計）
- ・小数点以下の端数処理の関係で、内訳の合計値が合わないことがある。

**資料7** 光化学オキシダントの1時間値が昼間（5時～20時）において0.12ppm以上となった日数の多い測定局（一般局）

測定局	都道府県	市区町村	0.12ppm以上の日数	0.12ppm以上の時間数	0.06ppmを超えた日数	0.06ppmを超えた時間数
さいたま市役所	埼玉県	さいたま市浦和区	18	49	118	702
さいたま市根岸	埼玉県	さいたま市南区	17	49	121	673
さいたま市駒場	埼玉県	さいたま市浦和区	17	52	122	739
さいたま市指扇	埼玉県	さいたま市西区	17	45	110	701
さいたま市岩槻	埼玉県	さいたま市岩槻区	17	47	116	708
さいたま市宮原	埼玉県	さいたま市北区	16	42	107	647
さいたま市春里	埼玉県	さいたま市見沼区	16	49	119	727
鴻巣	埼玉県	鴻巣市	16	39	123	771
富士見	埼玉県	富士見市	16	38	114	671
加須	埼玉県	加須市	15	35	125	741

**資料8** 二酸化硫黄の環境基準非達成局（長期的評価）

一般局

測定局名	都道府県	市区町村	年平均値(ppm)	1日平均値の年間2%除外値(ppm)	1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したとの有無	環境基準
有村	鹿児島県	鹿児島市	0.028	0.193	有	非達成
赤水	鹿児島県	鹿児島市	0.008	0.083	有	非達成
黒神	鹿児島県	鹿児島市	0.003	0.022	有	非達成

自排局（非達成局なし）

**資料9** 大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）の概要

平成15年3月より全国47都道府県から情報提供を受け、ホームページ上で大気汚染状況を一時間ごとの速報値（測定機器の異常があった場合等は、後日修正されることもある値）で情報提供している。（提供している測定項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素、微小粒子状物質、風向、風速、気温、相対湿度、（測定局によっては測定を行っていない項目もある））

また、光化学オキシダント注意報・警報の発令状況もリアルタイムで情報提供している。

現在は、携帯電話端末からも光化学オキシダント注意報・警報発令状況及び、光化学オキシダント、二酸化硫黄の速報値を提供している。

URL:<http://soramame.taiki.go.jp/> （携帯電話端末用 <http://sora.taiki.go.jp/>）

## 報道発表資料

平成24年2月24日

## 平成22年度大気汚染状況について～微小粒子状物質(PM2.5)～《一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告》(お知らせ)

微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)については、平成21年9月に環境基準が設定されたことから、平成22年3月に「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準」を改正し、測定対象物質に追加しました。

平成22年度は、環境基準設定後初めて、標準測定法との等価性を有する自動測定機の使用など、有効な測定が行われたことから、今般、平成22年度の測定結果について取りまとめました。

### 1. 測定局数

平成22年度末現在の測定局数は、73局(一般局:45局、自排局:28局)であり、うち有効測定局数※は46局(一般局:34局、自排局:12局)となっています。

### 2. 評価

環境基準達成率は、一般局で32.4%(11局)、自排局で8.3%(1局)でした。また、環境基準非達成局(一般局:23局、自排局:11局)のうち、黄砂の影響により非達成となったのは5局(一般局:5局、自排局:0局)でした。

また、全国における年平均値は、一般局で $15.1\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局で $17.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。

### 3. 今後の対応

今回の測定結果については、有効測定局が存在しない自治体があるなど有効測定局数が十分ではないことから、全国的な評価を行うことは困難ですが、多くの地点で環境基準が達成されていないと推測されます。

今後、全国的な濃度状況を把握するため、早急な測定体制の整備や成分分析を実施するとともに、これらのデータを活用して発生源の把握や生成機構の解明等を進めます。また、固定発生源や移動発生源に対しこれまで実施してきた粒子状物質全体の削減対策を着実に進めていくこととしています。

※有効測定局：標準測定法との等価性を有する自動測定機で測定されており、かつ有効測定日数(1日平均値に係る欠測が1日(24時間)のうち4時間を超えない日)が250日以上である測定局。

なお、標準測定法との等価性を有する自動測定機は、平成24年2月現在で8機種である。

(参照：[http://www.env.go.jp/air/osen/pm/parallelexam/results\\_b.html](http://www.env.go.jp/air/osen/pm/parallelexam/results_b.html))

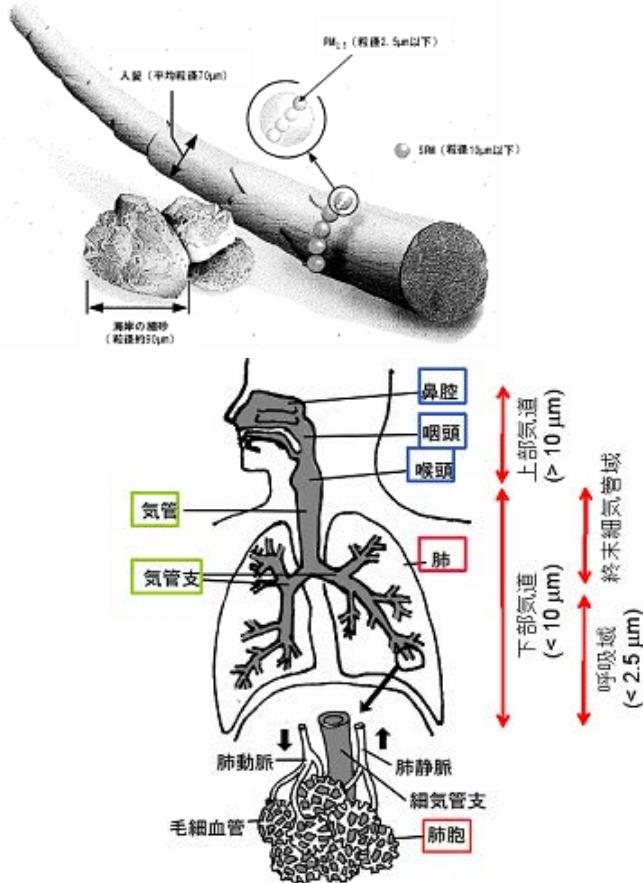
### <参考>環境基準とその評価方法等

#### 1. 環境基準(平成21年9月9日環境省告示第33号)

項目	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

#### 2. 各環境基準設定物質の人の健康や環境に及ぼす影響

粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下と小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。



PMの大きさ(人髪や海岸細砂との比較)(概念図)  
人の呼吸器と粒子の沈着領域(概念図)

(出典:EPA資料)

人の呼吸器と粒子の沈着領域(概念図)

(出典:国立環境研究所資料)

### 3. 評価方法(「環水大総発第090909001号水・大気環境局長通知」一部抜粋)

#### (1) 環境基準による大気環境濃度の評価

微小粒子状物質の環境基準について、微小粒子状物質の曝露から人の健康の保護を図る観点から、曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と曝露濃度分布のうち高濃度領域の濃度出現を減少させる意味での短期基準の両者を設定することとした。このため、長期基準及び短期基準に対応した環境基準達成状況の評価を行うものとする。

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果(1年平均値及び98パーセンタイル値)を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各自行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

#### (2) 黄砂時等の特異的現象に関する評価への考慮

黄砂期間の健康影響を曝露期間全般の健康影響から特定することは現時点では困難であり、大気環境濃度の評価の対象期間から黄砂期間を除いて評価することは適切ではなく、黄砂期間も評価の対象期間に含めることが適当とされている。その一方、長期的評価は施策の効果を見る観点も含むことから、長期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の平均値を算定し、その数値が長期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価し、同様に、短期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の中から年間98パーセンタイル値を選定し、その数値が短期基準を達成している場合にあっては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価するものとする。

また、黄砂以外にも火山の噴火や山火事等、微小粒子状物質の濃度の上昇の原因とな

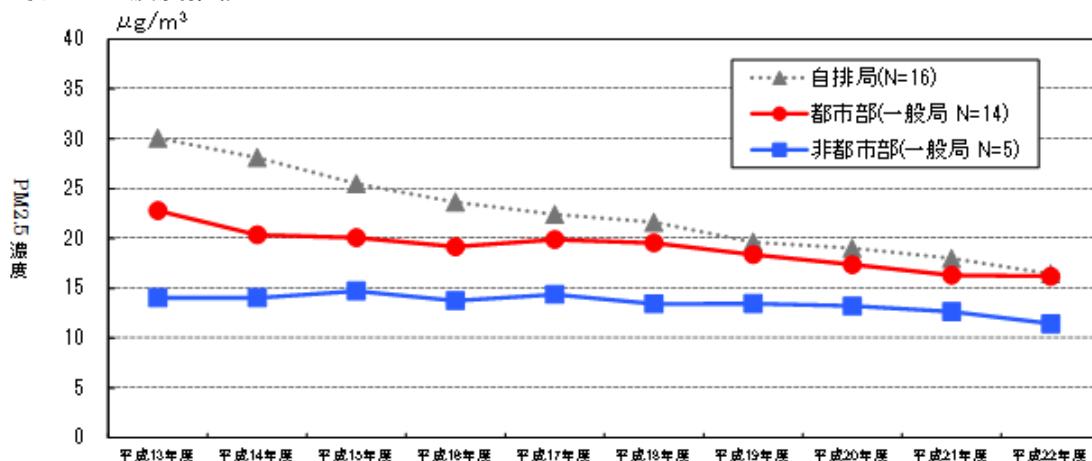
る特異的現象が特定される場合で、環境基準達成の評価に特異的現象が影響を与えると判断できる場合においては、黄砂期間の評価方法を準用して評価を実施する。

### (3)欠測の取扱い

年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。なお、自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測が4時間以内の測定日数とする。

また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。

### (参考)PM2.5濃度推移※1,2



※1) 平成22年度微小粒子状物質等曝露影響実測調査(環境省)及び国設局(一般局、自排局)における平成22年度測定結果参照。

※2) データは、標準測定法との等価性を有していない自動測定機によるものであることから、参考値。

当該調査に使用した自動測定機: TEOM-1400(Thermo Fisher Scientific)

国設局(一般局)に設置している自動測定機: TEOM-1405DF(Thermo Fisher Scientific)

国設局(自排局)に設置している自動測定機: TEOM-1400(Thermo Fisher Scientific)  
TEOM-1405DF(Thermo Fisher Scientific)

### 添付資料

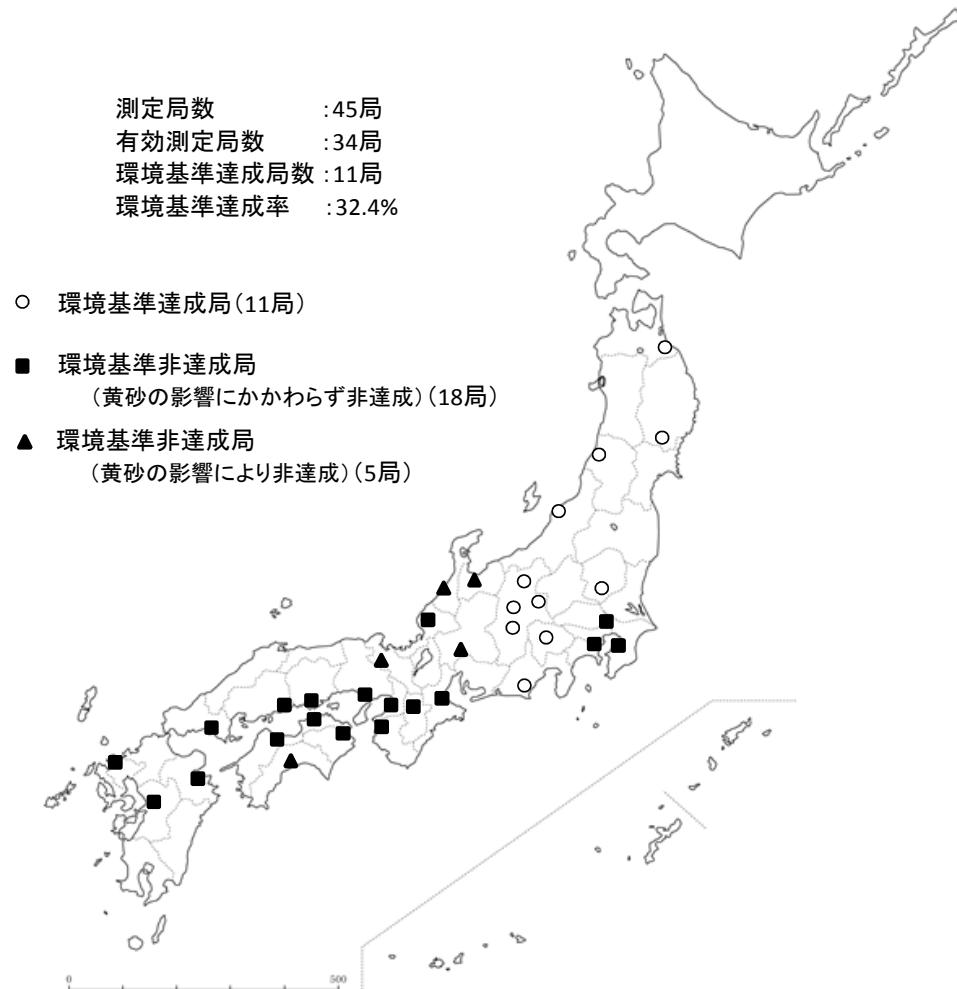
- [環境基準達成局図\[PDF 111KB\]](#)
- [添付資料\(PM2.5\)\[PDF 7,953KB\]](#)

### 連絡先

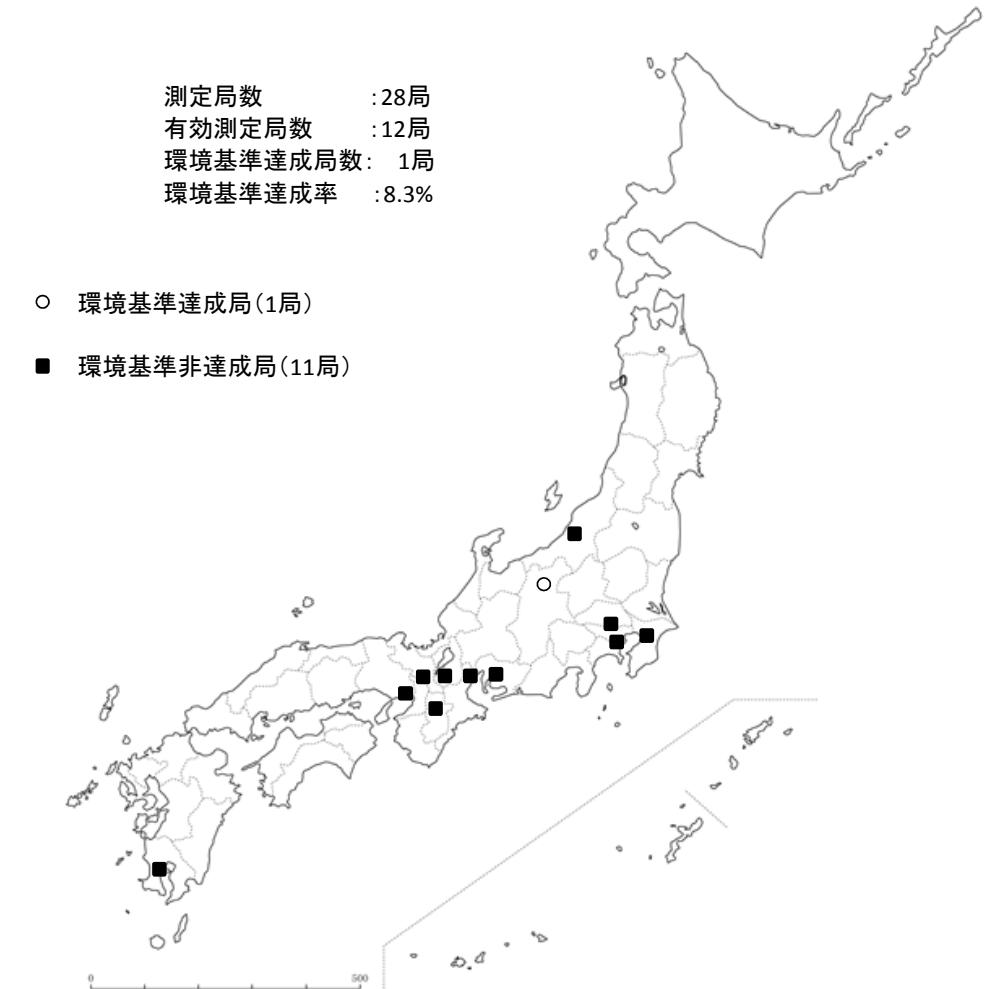
環境省水・大気環境局大気環境課  
代表 03-3581-3351  
直通 03-5521-8294  
課長 山本 光昭 (内線6530)  
課長補佐 山本 陽介 (内線6755)  
係長 芳川 一宏 (内線6539)  
環境省水・大気環境局自動車環境対策課  
直通 03-5521-8301  
課長 弥元 伸也 (内線6520)  
係長 赤坂 和也 (内線6528)

## 環境基準達成状況(図)

(一般局)



(自排局)



## 微小粒子状物質（PM2.5）

平成 22 年度の微小粒子状物質の有効測定局数※は、46 局（一般局：34 局、自排局：12 局）であった。

長期的評価のうち長期基準に対する環境基準達成状況は、一般局で 18 局（52.9%）、自排局で 2 局（16.7%）であり、一方、長期的評価のうち短期基準に対する環境基準達成状況は、一般局で 11 局（32.4%）、自排局で 1 局（8.3%）であった。長期基準及び短期基準の両方を満たした環境基準達成局は、一般局で 11 局（32.4%）、自排局で 1 局（8.3%）である。（表 6-1）

なお、環境基準非達成局のうち、黄砂の影響で非達成となった測定局は、長期基準のみについては一般局で 2 局、自排局で 0 局、短期基準のみについては一般局で 5 局、自排局で 0 局であった。また、黄砂以外の影響で非達成となった測定局はなかった。

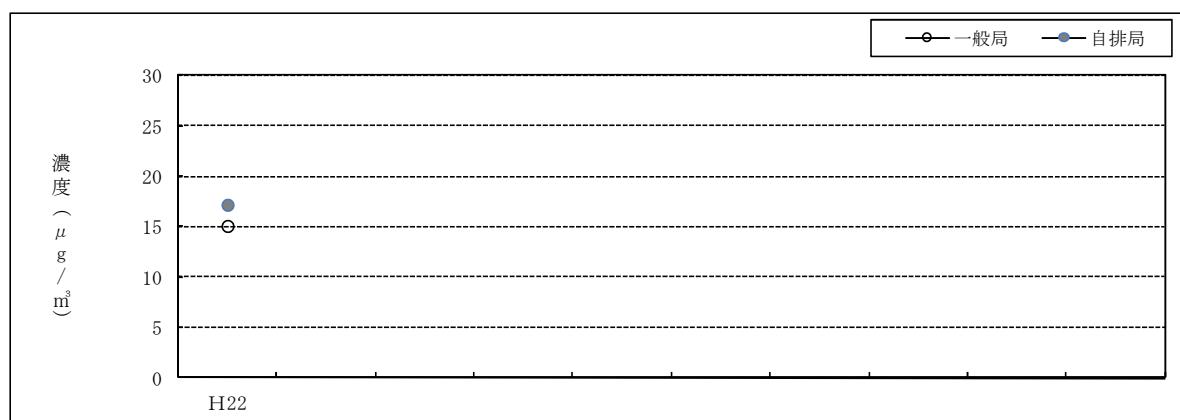
年平均値については、一般局で  $15.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局で  $17.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$  であった（図 6-1）。

※有効測定局……測定している機器に等価性のあるもので、かつ年間測定日数が 250 日以上の測定局。

表 6-1 微小粒子状物質の環境基準達成状況

	一般局	自排局
有効測定局	34 局	12 局
環境基準達成局 (長期基準と短期基準ともに達成した測定局)	11 局 (32.4%)	1 局 (8.3%)
環境基準非達成局	23 局 (67.6%)	11 局 (91.7%)
長期基準に対してのみ達成した測定局(短期基準は非達成)	7 局 (20.6%)	1 局 (8.3%)
短期基準に対してのみ達成した測定局(長期基準は非達成)	0 局 (0.0%)	0 局 (0.0%)
長期基準と短期基準ともに非達成の測定局	16 局 (47.1%)	10 局 (83.3%)

図 6-1 微小粒子状物質の年平均値及び測定局数の推移

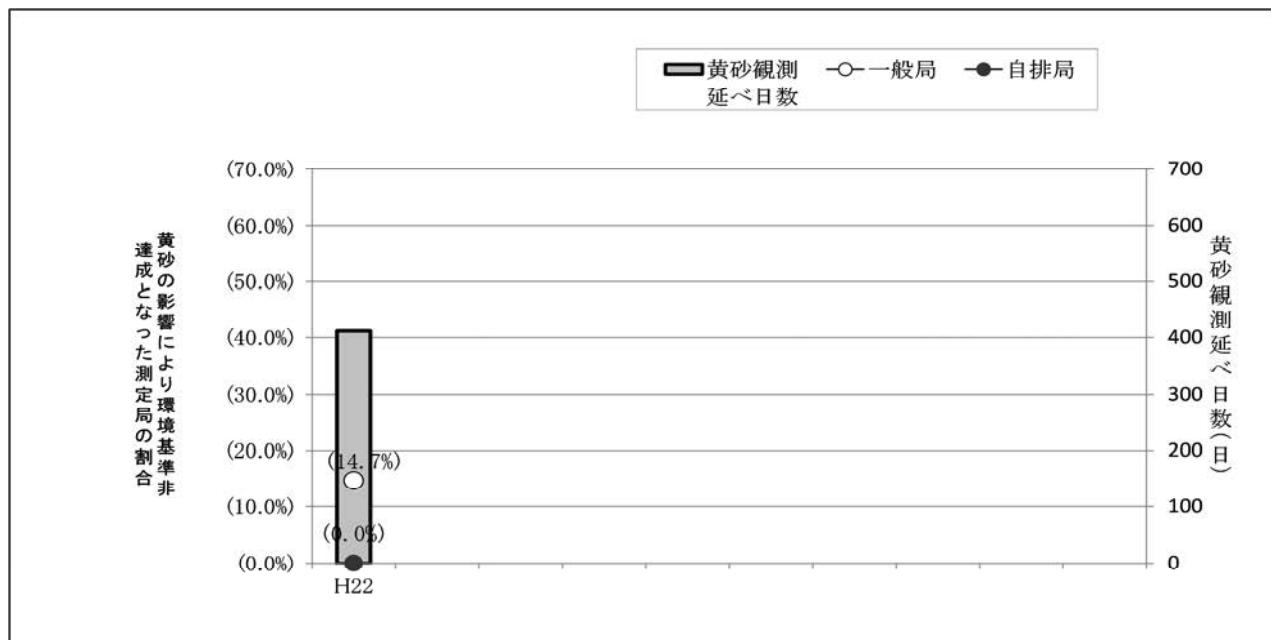


		H22								
一般局	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	15.1								
	測定局数	34								
自排局	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	17.2								
	測定局数	12								

## 参考資料（目次）

- 資料 1 微小粒子状物質の環境基準達成状況の黄砂による影響
- 資料 2 都道府県別微小粒子状物質測定局数等の状況
- 資料 3 微小粒子状物質の年平均値の上位測定局
- 資料 4 微小粒子状物質の 1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値の上位測定局

資料1 微小粒子状物質の環境基準非達成状況の黄砂による影響



年度	H22										
有効測定局数	34										
一般局	11										
環境基準達成局											
一般局	11	(32.4%)									
自排局	1	(8.3%)									
環境基準非達成局											
一般局	23	(67.6%)									
自排局	11	(91.7%)									
黄砂の影響による環境基準非達成局											
一般局	5	(14.7%)									
自排局	0	(0.0%)									
長期基準と短期基準の両方が黄砂の影響で非達成											
一般局	0	(0.0%)									
自排局	0	(0.0%)									
長期基準のみが黄砂の影響で非達成											
一般局	0	(0.0%)									
自排局	0	(0.0%)									
短期基準のみが黄砂の影響で非達成											
一般局	5	(14.7%)									
自排局	0	(0.0%)									
黄砂観測延べ日数	412										

**資料2 都道府県別微小粒子状物質測定局数等の状況**

都道 府県	一般局				自排局			
	平成22年度				平成22年度			
	総測定局数	有効測定局数	達成局数	達成率(%)	総測定局数	有効測定局数	達成局数	達成率(%)
北海道	1	0	0	-	0	0	0	-
青森県	1	1	1	100%	0	0	0	-
岩手県	1	1	1	100%	1	0	0	-
宮城県	1	0	0	-	0	0	0	-
秋田県	0	0	0	-	0	0	0	-
山形県	1	1	1	100%	0	0	0	-
福島県	0	0	0	-	0	0	0	-
茨城県	0	0	0	-	0	0	0	-
栃木県	1	1	1	100%	0	0	0	-
群馬県	0	0	0	-	1	0	0	-
埼玉県	1	1	0	0.0%	2	1	0	0.0%
千葉県	1	1	0	0.0%	2	1	0	0.0%
東京都	0	0	0	-	3	0	0	-
神奈川県	2	1	0	0.0%	3	1	0	0.0%
新潟県	1	1	1	100%	1	1	0	0.0%
富山県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
石川県	2	1	0	0.0%	0	0	0	-
福井県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
山梨県	2	1	1	100%	0	0	0	-
長野県	4	4	4	100%	1	1	1	100%
岐阜県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
静岡県	1	1	1	100%	0	0	0	-
愛知県	1	0	0	-	2	1	0	0.0%
三重県	1	1	0	0.0%	1	1	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	-	1	1	0	0.0%
京都府	1	1	0	0.0%	1	1	0	0.0%
大阪府	2	1	0	0.0%	2	0	0	-
兵庫県	2	1	0	0.0%	4	1	0	0.0%
奈良県	1	1	0	0.0%	1	1	0	0.0%
和歌山县	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
鳥取県	0	0	0	-	0	0	0	-
島根県	1	0	0	-	0	0	0	-
岡山県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
広島県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
山口県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
徳島県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
香川県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
愛媛県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
高知県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
福岡県	2	0	0	-	1	0	0	-
佐賀県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
長崎県	0	0	0	-	0	0	0	-
熊本県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
大分県	1	1	0	0.0%	0	0	0	-
宮崎県	0	0	0	-	0	0	0	-
鹿児島県	0	0	0	-	1	1	0	0.0%
沖縄県	0	0	0	-	0	0	0	-
全国	45	34	11	32.4%	28	12	1	8.3%

■は環境基準非達成局が存在したことを示す。

**資料3 微小粒子状物質の1日平均値の年平均値の上位測定局**

一般局（有効測定局数34局中の10局）

測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )	環境基準
早島	岡山県	早島町	20.8	非達成
曙小学校	広島県	福山市	20.3	非達成
西条	愛媛県	西条市	19.5	非達成
益城町役場	熊本県	益城町	19.0	非達成
湊小学校	和歌山県	和歌山市	18.3	非達成
周南市役所	山口県	周南市	18.3	非達成
東大分小学校	大分県	大分市	18.2	非達成
坂出市役所	香川県	坂出市	18.1	非達成
浜寺	大阪府	堺市西区	17.8	非達成
天理	奈良県	天理市	17.7	非達成

自排局（有効測定局数12局中の10局）

測定局名	都道府県	市区町村	年平均値 ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )	環境基準
大平	愛知県	岡崎市	21.0	非達成
戸田美女木自排	埼玉県	戸田市	18.7	非達成
二子	神奈川県	川崎市高津区	18.3	非達成
国道171号	京都府	大山崎町	18.3	非達成
納屋	三重県	四日市市	17.9	非達成
自排草津	滋賀県	草津市	17.7	非達成
自排権原	奈良県	権原市	17.3	非達成
千葉市役所自排	千葉県	千葉市中央区	17.2	非達成
鴨池	鹿児島県	鹿児島市	16.7	非達成
打出	兵庫県	芦屋市	15.6	非達成

・環境基準 1年平均値が  $15\mu\text{ g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1日平均値が  $35\mu\text{ g}/\text{m}^3$  以下であること。

・評価方法 長期基準として1年平均値を環境基準と比較し、短期基準として1日平均値の年間98%タイル値を環境基準と比較する。

**資料4 微小粒子状物質の1日平均値の年間98パーセンタイル値の上位測定局**

一般局（有効測定局数34局中の10局）

測定局名	都道府県	市区町村	98%値 ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )	環境基準
周南市役所	山口県	周南市	65.0	非達成
早島	岡山県	早島町	64.5	非達成
曙小学校	広島県	福山市	56.3	非達成
湊	佐賀県	唐津市	54.7	非達成
東大分小学校	大分県	大分市	51.8	非達成
益城町役場	熊本県	益城町	51.0	非達成
浜寺	大阪府	堺市西区	50.1	非達成
王子	兵庫県	明石市	50.0	非達成
坂出市役所	香川県	坂出市	49.0	非達成
西条	愛媛県	西条市	48.5	非達成

自排局（有効測定局数12局中の10局）

測定局名	都道府県	市区町村	98%値 ( $\mu\text{ g}/\text{m}^3$ )	環境基準
大平	愛知県	岡崎市	53.0	非達成
鴨池	鹿児島県	鹿児島市	49.2	非達成
自排草津	滋賀県	草津市	47.9	非達成
戸田美女木自排	埼玉県	戸田市	46.0	非達成
自排権原	奈良県	権原市	45.5	非達成
納屋	三重県	四日市市	45.1	非達成
国道171号	京都府	大山崎町	44.3	非達成
打出	兵庫県	芦屋市	43.9	非達成
二子	神奈川県	川崎市高津区	42.7	非達成
千葉市役所自排	千葉県	千葉市中央区	40.3	非達成

・環境基準 1年平均値が  $15 \mu\text{ g}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1日平均値が  $35 \mu\text{ g}/\text{m}^3$  以下であること。

・評価方法 長期基準として1年平均値を環境基準と比較し、短期基準として1日平均値の年間98%タイル値を環境基準と比較する。